

表紙, 目次, 抄録, 雑纂, 漫録, 通信

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/38697

明治三十四年十二月五日發行

十全會雜誌

第二十二號

《非賣品》

全澤醫面學專門學校十全會

十全會雜誌第二十號目次

○原著

○老人弓ノ病理解剖學的補遺

醫學士高安右人著
醫學得業士河野勇譯

○脚氣ニ併發セシ多發性化膿性筋炎ノ一例

○吐糞症ノ一例ニ就テ

醫學得業士野口詮太郎述
醫學得業士北川健三述

○抄録

- 黃タテ腸線ニ就テ
- 慢性中耳化膿ノ熱氣療法
- 動物體ニ於ケル梅毒接種報告
- 塗擦療法ニ於ケル水銀吸入ノ實驗的試驗
- 溫熱ニ由テ生シメタル局所充血ノ慢性及傳染性潰瘍諸症ニ對スル治効ニ就テ
- 糖尿病性脂漏性及早期性禿髮症ノ療法ニ就テ
- 髮ノ効用
- 「フオレマリ」濕疹
- 優麻質斯紫斑ノ固有ナル一例
- 赤色日光内ニ於ケル濕疹ノ治癒
- 梅毒ノ被保人ノ死亡數ニ及ボス影響ニ就テ
- 初生兒膿腫ノ「ラギン」療法
- 夜中遺尿ノ按摩療法
- 喉頭及鼻頭頭鏡ノ消毒並ニ鏡面曇翳ヲ避クル簡易法ニ就テ
- 結核性淋巴腺腫ニ就テ
- 肺炎ニ合併セシ眼底ノ變化ニ就テ
- 胃液中脂肪分解性酵素存在ノ確定
- 自家中毒ノ本體ニ就テ
- 哺乳兒ニ於ケル角膜軟化症ノ療法
- 種痘ノ注射療法ニ就テ
- 「チトロフエン」ノ作用ニ就テ
- 死體ニ因ル窒扶斯ノ傳染

ドクトル レンヒ子
ドクトル ゲ、ヒューゲル及
ドクトル ホルツホイゼル
ドクトル ユリユウスベルグ
ドクトル カ、ウルマン
ドクトル エル、ライスチコウ
ドクトル フ、井、セ
ドクトル パウル、エニツ
ドクトル ウ、井、ニツ
ドクトル ウ、エ、ニツ
ドクトル ヘル、ヒュルスト
ドクトル ヘル、ヒュルスト
ドクトル 山、上、兼、輔
醫學博士 三、輪、德、寬
醫學博士 ア、ペ、テ、ル、ス
日本藥學會藥學雜誌
ドクトル ウ、オ、ル、ハ、ル、ド
ドクトル ス、テ、ウ、ル、ン、プ
ドクトル ス、テ、ウ、ル、ン、プ
ドクトル フ、ゴ、リ、ロ、ー、ル、ン

○雜纂

○上脘ニ於ケル筋肉、脈管及神經ニ同時ニ來リタル異常ノ一例(淺在尺骨動脈ノ一種)

醫學科二年生後藤義賢
醫學科二年生松山俊夫

○漫錄

- 新入學生を迎へ
- 送別ノ辭
- 思想の最強者
- 偶感
- 那谷紀行
- 角宿日誌
- 和歌(一首)
- 詩(八首)

四品、六品、七品、八品、九品、十品、十一品、十二品、十三品、十四品、十五品、十六品、十七品、十八品、十九品、二十品、二十一品、二十二品、二十三品、二十四品、二十五品、二十六品、二十七品、二十八品、二十九品、三十品、三十一品、三十二品、三十三品、三十四品、三十五品、三十六品、三十七品、三十八品、三十九品、四十品、四十一品、四十二品、四十三品、四十四品、四十五品、四十六品、四十七品、四十八品、四十九品、五十品、五十一品、五十二品、五十三品、五十四品、五十五品、五十六品、五十七品、五十八品、五十九品、六十品、六十一品、六十二品、六十三品、六十四品、六十五品、六十六品、六十七品、六十八品、六十九品、七十品、七十一品、七十二品、七十三品、七十四品、七十五品、七十六品、七十七品、七十八品、七十九品、八十品、八十一品、八十二品、八十三品、八十四品、八十五品、八十六品、八十七品、八十八品、八十九品、九十品、九十一品、九十二品、九十三品、九十四品、九十五品、九十六品、九十七品、九十八品、九十九品、一百品

○會報

○叙任及辭令
○會員勸諭
○本校校長の更任
○山崎教授の獨逸國留學
○岡島敬治及爪生尹重の両氏
○金澤醫學專門學校規則
○金澤醫學專門學校十全會會則
○本會役員
○生徒制服裝束規程
○本會贊助會資格の變更
○特別會
○岡田阿氏總務會
○金澤醫學專門學校卒業證書授與式
○卒業生送別會
○高安校長歡送會
○秋季大運動會
○第二十三回講談會
○綴會及其他
○學期及學年試驗施行方法
○圖書閱覽室の開設
○實彈射擊演習
○吐鳳堂書店の寄贈書籍
○醫事新聞の雜誌寄贈
○中外醫事新報社の雜誌寄贈
○濟々堂の命名式
○入退會者

○通信

○濱口廣海氏の通信

○公文

○内務省令第三十號
○内務省令第三十一號
○内務省令第三十二號
○内務省令第三十六號
○内務省令第三十七號

○會告

○寄贈書目
○舊資助會員にして會費納納の諸君に告ぐ
○雜誌代價未納者諸君に告ぐ
○其他會告數件



營養ヲ保チ得サルモノト云フコトハ剖見ニヨリ確メタノデアリマシタ

* * * * *

カリシト云フ (南溪生抄)

孤 録

○ 煮タル腸線ニ就テ

(Prager med. Wochenschrift, 1901, No. 5.)

レンナル Renner 氏ハ自ラ左ノ法ニ由リ腸線ヲ製シ頗ル
良好ノ成績ヲ得タリト即チ氏ハ良質ノ生腸線ヲ金屬製匡
架ニ強ク緊張シテ卷キ之ヲ二十四時間五%ノ「フォルマリ
ン」水中ニ漬シ次デ十分間純清ノ井水中ニテ煮沸セリ此
際腸線ハ膨大スルモ其形ヲ損スルコト無シ斯クテ煮沸ニ
用井タル器中ニ於テ之ヲ乾燥スル一時間ノ後之ヲ一%
昇汞亞爾爾個保兒中ニ貯ヘ使用ニ供スルナリ氏ハ右ノ法ニ
由テ製シタル腸線ヲバ管ニ結紮ニノミナラズ縫合ニモ用
井タル一一年有半ナルモ未ダ決シテ化膿ヲ來シタル一無

○ 慢性中耳化膿ノ熱氣療法

(Münchener med. Wochenschrift 1901, No. 24.)

ヘクト Hecht 氏ハ最初ヘスレル Hessler 氏ノ稱用セル此
療法ヲ數多ノ患者ニ使用シ良好効ヲ得タリト而シテ氏ハ此
療法ノ効用ヲ以テ第一ニ洗耳後中耳ヲ乾燥セシメ以テ黴
菌ノ發育ヲ不良ナラシメ第二ニ之ニ由テ中耳ニ實性充血
ヲ起サシメ以テ局所ノ血液更流ヲ盛ナラシムルニ歸セ
リ氏ノ使用セルハ改良セルホルレンデル氏ノ装置ニシテ
熱氣ハ毎回數分時間作用セシメタルニ疼痛及火傷ハ全ク
避クル一ヲ得タリト云フ (南溪生抄)

○ 動物體ニ於ケル梅毒接種試驗報告

(Archiv f. Dermatolog. u. Syphilis, Bd. LV, Hft. 2.)

グ、ヒューゲル及カ、ホルツホイゼル G. Hügel & K. Holzhausen 氏ハ曾テ一豚ニ梅毒ヲ接種シテ鼠蹊腺腫及丘疹狀皮疹ヲ發シタル者ヲ剖檢シタルニ脊柱側傍ノ淋巴腺硬結肥大シ肺肝兩臟ニモ硬結ヲ生シ且ツ間質性肝臟炎ヲ發見セルトヲ報告シ又第二ノ豚ニ第二期梅毒患者ノ血液ヲ接種シタルニ其成績陰性ナリシモ第三ニ在テハ接種ニ由テ紅斑及丘疹狀皮疹ヲ生ゼシムルヲ得タリ但シ剖檢上ニハ得ル所ナカリシ次第第四ノ豚ニモ丘疹ヲ生ジタルガ該豚ハ發育遲滯セリト之ニ由テ著者等ハ以爲ラク此四頭ノ豚ニ梅毒ヲ發セシメ得タルモ其症狀ハ人ニ於ケルヨリ輕度ナリ是レ恐ク此動物ニ於テハ病毒ノ毒勢減殺セラル、者ナランカト (南溪生抄)

○塗擦療法ニ於ケル水銀吸収ノ

實驗的試驗

(Archiv f. Dermatologie u. Syphilis Bd. LVI. Heft. 1.)

皮膚面ニ塗擦シタル灰白軟膏中ノ水銀ハ何レノ路ヲ經テ

(抄錄)

體內ニ達スルヤノ問題ニ就テハ今日尙ホ未ダ明確ナル解決ヲ得ル能ハザル所ナルヲ以テテ、ユリウスベルグ E. Juliusberg 氏ハ之ニ關シ數多ノ有益ナル實驗ヲ施サレタリ其詳細ナル試驗法等ニ就テハ宜シク氏ノ原著ニ就テ觀ルベシト雖モ今其要點ノ一斑ヲ抄出センニ氏ハ數人ノ人ニ就テ最モ綿密ナル注意ヲ以テ灰白軟膏ヲ多量ニ塗擦シ此際亦出來得ル限リノ注意ヲ以テ蒸發スル水銀ノ肺臟内ニ攝取セラル、トヲ防止シタリシガ之ニ由テ得タル成績ニ據レハ水銀ハ極メテ少量ニ吸収セラレ (尿及大便ノ検査ヲ行フ) 梅毒症狀ハ甚ダ輕度ノ輕快ヲ得或ハ尙ホ毫モ輕快ヲ得ザリシト此他氏ハ亦犬ニ就テ一ハ確實ニ水銀蒸氣ヲ含マザル空氣ヲ送り一ハ水銀蒸氣ノ吸入ヲ妨ゲザル如クニ水銀塗擦ヲ試ミタリシガ此試驗ニ由レハ水銀塗擦後ニハ蒸氣ノ吸入ヲ全ク防止スルモ皮膚ヨリ能ク水銀ヲ攝取シ得レトモ犬ニ於テモ亦肺臟ヨリハ皮膚ヨリモ水銀ノ體內ニ攝取セラル、ト多量ナルトヲ證明セリ而シテ著者ハ水銀ハ蒸氣ノ形態ニ於テ皮膚ヲ通過スルトノ說ヲ信

實ナラズトシ皮膚面ニ於ケル水銀蒸氣ノ抑制ハ空氣中ニ合メル濕氣ノ爲メニ皮膚ヨリハ鹽類ヲ形成シテ吸収セラル、者ナラムト論ゼリ又此抑制ハ恐ク肺内ニ於テモ之レ有ル者ニシテ而カモ多量ニ之レ有リ而シテ形成セラル、最小ノ水銀小滴ハ比較的速カニ吸収サレ得ベキ化合物ニ變化セラル、者ナラム云々 (南溪生抄)

○温熱ニ由テ生ゼシメタル局所充血ノ慢性及傳染性潰瘍諸症ニ對スル

治効ニ就テ

(Wiener klin. Wochenschrift 1901. No. 1.)

カ、ウルマン K. Ullmann 氏ハ男子生殖器部皮膚ノ花柳病性疾患、筋、骨膜及關節裝置ノ特異ノ浸潤竝ニ急性傳染性或ハ其慢性ノ者就中蛇行性下疳及初期ノ壞疽ノ如キ潰瘍性諸病ノ患者多數ニヒール氏ノ熱氣療法ニ由リ實性充血ヲ起サシメ頗ル良効ヲ獲タルヲ報告セリ (南溪生抄)

○糠粃性、脂漏性及早期性禿髮症ノ療法ニ剃髮ノ効用

(Monatshfte f. Praktische Dermatologie u. Syphilis Bd. XXXI. No. 12.)

エル、ライスチコウ L. Leistikow 氏ハ題記諸種ノ禿髮症ニシテ他ノ療法ニ由リ毫モ奏効ナキ者ニ數回毛髮ヲ剃去シ(一周一乃至二回ニシテ五乃至十回)同時ニ頭水、髮油及石礮ヲ以テ治療ヲ施シタルニ甚ダ良好ノ成績ヲ得タリト云フ (南溪生抄)

○「フォルマリン」濕疹

(British Journ. of Dermatology. 1901. No. 8.)

テオドール、フッセル Theodore Fischer 氏ハ自己並ニ其助手ニシテ硬化セル標本ヲ取扱ヒ爲メニ屢々「フォルマリン」ニ觸レタル手指ニ濕疹ヲ發シタルヲ報告シ且ツ氏ハ自ラ齧齒内ニ「フォルマリン」ヲ挿入シタル

ニ背部ニ蕁麻疹ヲ發シタリト云フ (南溪生抄)

○ 儂麻質斯性紫斑ノ固有ナル一例

(Deutsche med. Wochenschrift, 1900, No. 36.)

本題ハパウ、エーデル Paul Edel 氏ノ報告スル所ニシテ患者ハ四十一歳ノ農夫ナリ而シテ之ニ特異ナリシハ通常本症ニ見ザル多量ノ發汗、血液小板ノ異常ノ増加、口内炎竝ニ些少ナル外來刺戟(衣服ノ皺襞ニ由ル摩擦ノ如シ)ニ因ル皮膚出血ニシテ之ニ最モ奇異ナリトスル所ハ皮膚溢血ハ著シク健常ノ皮膚平面ヨリ隆起シ其消退スルヤ恰モ多形滲出性紅斑ノ如キ状態ヲ呈シタルニアリキト (南溪生抄)

○ 赤色日光内ニ於ケル濕疹ノ治癒

(Blätter für Hydrotherapie, 1900, Juli.)

ウヰンテルニツツ氏ハ急性濕潤性水疱性濕疹、乾燥シ鱗屑ヲ以テ被ハレタル肥厚セル皮膚ニ生シタル赤色濕疹等ニ

ノ中ニハ數年ヲ經過シタル者ニ患部ヲ露出シテ薄キ鮮赤色ノ絹布ヲ以テ之ヲ蔽ヒ可及的長ク(一患者ニハ四時間)直接ニ日光ニ曝サシメタリシニ數日ニノ皆治癒ヲ得タリ但シ氏ハ其理由ヲ説明スルコト能ハズト云ヘリ (南溪抄生)

○ 梅毒ノ被保人ノ死亡數ニ及ボス

影響ニ就テ

(Deutsche med. Wochenschrift, 1900, No. 18,

19 u. 20.)

ヨット、ウエ、ル―チヘルグ J. W. Runeberg 氏ハ梅毒ニ感染セル人ニ於テ内臟器ノ生命上危險ナル梅毒ニ繼發スル疾患ハ如何ノ比例ヲ以テ發生スルヤノ問題ヲ解決センガ爲メニ某生命保險會社ニ於ケル死亡數ヲ調査セリ蓋シ被保人ノ一部ハ自ラ知ラスノ或ハ故意ニ其梅毒ニ懼リタルコトヲ秘シテ告ゲザルヲ以テ保險申込書ニ記載スル所ト死亡證トニ由テハ完全ナル調査ヲ遂クルコト能ハザルモ死亡證ニハ進行性痲痺ノ爲メニ死シタル者ヲ記載スルヲ以テ

調査ノ材料ト爲スヲ得タリ即チ一千八百七十五年ヨリ一千八百九十七年ニ亘リテ被保人ノ死亡者七百三十四人ナリシガ此中八十四人即チ一・四%ハ恐ク既患ノ梅毒ニ歸スベキ疾病ノ爲メニ死セリ而シテ此死亡者ノ平均年齢ハ四十三年ト三ニノ傳染ト死亡トノ間ノ平均年月數ハ二十年ト二ナリキ之ニ對シテ甚ダ興味アルハ被保人ノ全死亡數ナリ即チ一千八百七十四年ヨリ一千八百九十五年ノ間ニ於ケル被保人ノ數ハ一萬千三百五十九人ニシテ此中自ラ梅毒ニ罹リタルヲ告ゲタル者ハ六百十九人ナリ而シテ非梅毒性ノ被保人一萬七百四十人中死亡セル者六百五十六人即チ六・二%ナルモ之ニ反シテ六百十九人ノ梅毒性被保人中ニテハ死亡者七十八人即チ二・六%ヲ出セリト云フ (南溪生抄)

○初生兒膿漏眼ノ「ラルギン」療法

(Centralblatt für Kinderheilkunde, VI, 1901.

I. März.)

エル、ヘルスト L. Fürst 氏ハ初生兒ノ膿漏眼ニ始メ七五%ノ「ラルギン」(Largin) 水ヲ用井次デ其五%液ヲ用井殊ニ其豫防法トシテハクレーデ氏ノ銀液點眼ノ代リニ五%液ヲ用井タリシガ常ニ甚ダ其績ヲ得タリト而シテ氏ノ治療セル患兒中三人ハ他ノ淋毒性疾患ヲ合併セリ即チ一人ハ淋毒性口内炎ニ、一人ハ淋毒性膈炎ニ、一人ハ淋毒性外陰炎ニ罹リタリシガ何レモ同時ニ「ラルギン」水ヲ以テ洗滌シタルニ數日ニシテ治癒セリト云フ (南溪生抄)

○夜中遺尿ノ按摩療法

(Med. Wochenschrift, 1900, No. 37.)

エル、ヘルプストマン L. Herbstmann 氏ハ小兒ノ夜中遺尿ニ直腸ヨリ示指ヲ以テ毎回二三分時間膀胱頸ヲ按摩スルノ甚ダ其効アルヲ述ベタリ即チ氏ハ最初膀胱頸ヲ指頭ヲ以テ横ニ運動シ次ギニ之ヲ縱ニ運動シ最後ニ半分時間指尖ヲ以テ同部ニ向テ衝突狀ノ運動ヲ行ヘリ氏ノ說ク所ニ據レバ此法ハ遺尿症ノ療法中蓋シ第一位ヲ占ムル者

ナラムト (南溪生抄)

○喉頭及鼻咽頭鏡ノ消毒竝ニ鏡面

曇翳ヲ避クル簡易法ニ就テ

(大日本耳鼻咽喉科會々報第八卷第九號)

ドクトル山上兼輔氏ハ先ツ從來行ハレタル喉頭及鼻咽頭鏡ノ消毒竝ニ鏡面ノ曇翳ヲ避クル法ヲ列叙シ終リニ氏ハルプレヒト氏ノ創意ニ係ル「リゾール」液ヲ以テセル消毒及鏡面曇翳ヲ避クルノ法ニ基キ左ノ法ヲ稱用スルヲ述ベタリ即チ氏ハ先ツ○五%ノ「リゾール」液ヲ充セル甲乙二個ノ「コップ」ヲ備ヘ置キ而シテ二%ノ「リゾール」液中ニテ丁寧ニ洗滌消毒シタル鏡ヲ甲ノ「コップ」内ニ入レ使用ニ際シ之ヲ液中ヨリ取出シ拭ヒ乾カスト温ムルトノ煩ヲ要セズ只鏡ノ下縁ニ滴リ來ル一二滴ノ液ヲ殺菌「ガーゼ」ニ接取セシノミニテ口内ニ送ルナリ使用セル鏡ハ其儘乙ノ「コップ」内ニ投シ二三回振盪シ再ヒ甲ノ「コップ」内ニ移シ置キ之ヲ使用スルヲ前ノ如クス但シ乙「コップ」

ノ液ハ屢々交換ヲ要スレモ往診時ノ如キハ只「リゾール」液ヲ充セル一個ノ瓶ノミニテ足レリトスト尙氏ハ終リニ臨ミ「リゾール」液ノ臭氣又ハ鏡ノ冷カナルガ爲メ知覺過般ノ患者ニハ不快ノ感覺ヲ起スナラントノ嫌ナキニアラザレモ實際ニ徴スルニ決シテ其虞ナク且毎回善ク拭ヒ乾カシ温メタルモノヨリモ却テ鏡面ノ曇ルコト少ナキコトヲ述ベタリ (南溪生抄)

○結核性淋巴腺腫ニ就テ

(千葉醫學會雜誌第四十九及第五十號)

醫學博士三輪德寬氏ハ本題ニ就テ頗ル詳密ナル研究調査ヲ遂ゲラレタリシガ其詳細ハ氏ノ原著ニ譲リ茲ニハ只其結論ヲノミ掲ゲム

(一)本邦及支那ニ於テハ結核性淋巴腺腫ハ古ヨリ癩癧ナル名稱ノ下ニ詳記セリ
(二)本病ハ遺傳スル所ノ者ニ二三五%ヲ得タリ而シテ其遺傳ハ母ヨリモ父ヨリスル者ヲ多シトス

(三)年齢ニ於テハ壯年期ニ多ク見ル平均年齢ハ二十四歳ヨリ二十五歳ノ間ナリ

(四)左右ノ區別ハ之レナキモノナリ

(五)男女ノ別ハ共ニ大差ナク男子ニ稍多シ

(六)諸淋巴腺中頸部淋巴腺ノ侵サル、ト最モ多ク之ニ次グテ腋窩淋巴腺トス

(七)體質虛弱ナル者ニ多ケレト亦強壯ナル者ニモ發スルト少カラズ故ニ淋巴腺ノ結核ノミニノ他臟器ニ少シモ變常ナキモノ稀ナラズ

(八)學校ノ兒童ニ就テ頸腺腫脹ヲ検査スルニ其多數ハ之レアルヲ知ル然レト結核性ト認ムルハ一〇%ナリ

(九)頸部ノ淋巴腺腫ハ鬪菌ノ空洞中ニ存スル結核菌ノ侵入スルニ因スルノ説アレト鬪菌窩内ノ殘渣物ヲ検査スルト數回ニ及ブモ未タ結核菌ヲ發見セズ

(十)經過ハ慢性ナルヲ普通トスレト稀ニ急性ニシテ惡性淋巴腺腫トナルモノアリ

(十一)淋巴腺ノ結核ニ罹ル數及大小ハ一定セズ

(十二)自覺の症候ハ欽如セリ稀ニ神經痛樣ノ疼痛ヲ發スルモノナキニアラズ

(十三)熱ハ通常之レナク合併症例之肺患ノ如キモノニ於テ之レアリ

(十四)療法ハ藥液的ニ於テ塗布注射藥等ニ於テハ効アルモノ無ク稍々有効ト認ムルモノハ加里石礮ノ塗擦法トス先ヅ手術的ノ療法ニ由ラザレバ治セズ

(十五)皮下淋巴腺摘出法ナルモノアレト多數ノ場合ニ應用シ難シ廣ク切開シテ摘出スルヲ最可トス

(十六)化膿アルキハ手術スルモ再發スルト多シ

(十七)手術ノ不可ヲ論ズルモノアレト爲メニ不慮ノ經過ニ陥ルモノハ極メテ罕ナリ

(十八)肺等ニ結核アル場合ニハ手術スルモ豫後不良ナリ又再三發病スルモノモ豫後不良ナリ

(十九)普通ニ手術セルキハ極メテ速カニ治ス即チ十日乃至十五日ニシテ第一期癒合シ別ニ大ナル癥痕ヲ留メズ

(二十)摘出セル淋巴腺ヲ切開スレバ多クハ乾酪變性ス稀

ニ肥大ノ如クシテ乾酪變性セザルモノアリ斯ノ如キハ顯
 微鏡的ニ由リテモ菌ヲ見ルコ罕ナリ動物試驗ニヨリテ始
 メテ結核タルコトヲ知ルコトアリ

(二十一)發病ヨリ手術マデノ年月ハ一乃至二年ニ至ル間
 ナ最モ多シトス (南溪生抄)

○肺炎ニ合併セシ眼底ノ變化ニ就テ

(Centralblatt f. Praktische Augenheilkunde.)

ア、ペーテルス A. Peters 氏ハ肺炎ノ一例ニ於テ乳頭ノ
 周圍ニ正圓形灰白色ニシテ其面多少隆起シ邊緣少シク堤
 隆狀ニ周圍ヨリ限畫セラレタル七個ノ小病竈ヲ見タリシ
 ガ沃度加里溶液ノ内服ト兼テ十四日間ノ發汗療法ニ依
 リテ此病竈ハ速カニ消散セリ、尙ホ肺炎ノ他ノ場合ニ於
 テ氏ハ又網膜ニ於テ二個ノ乳頭直徑四分ノ一大ノ鏡キ境
 界ヲ有セル病竈ヲ見タリ該病竈ハ白色圓形ニシテ而モ網
 膜面ヨリ隆起スルコト無ク肺炎ノ治癒後直ニ亦完全ニ消退
 シタリト (萍生抄)

○胃液中脂肪分解性醱酵素存在ノ

確定

(日本藥學會藥學雜誌第二百二十六號)

古來胃液中ニ脂肪分解ノ能力アル醱酵素ノ存在ハ認定セ
 ラレズ脂肪ハ變化ナシニ胃ヲ通過シ腸ニ達シテ始メテ分
 解ヲ受クルモノト學者間ニ確信セラレツ、アリキ、然ル
 ニウォルハルド氏ハヘーリング氏ノ法ニ依リ卵黃糖乳劑
 ナ用井テ胃ノ吸收試驗ヲ行フニ際シ偶然胃ニ輸入シタル
 脂肪ノ七〇%ハ分解シテ脂肪酸ヲ化成セルヲ發見セリ此
 盛ナル脂肪分解ハ胃液中一種ノ脂肪分解性醱酵素ノ存
 在ヲ是認スルニ非ラズシテ他ニ此レガ解釋ヲ求ムルノ方
 法アリヤ
 何ガ故ニ古來醱酵素ノ存在ハ認定セラレザリシカ、發見
 シタル今日ヨリ考レハ誠ニ不可思議ニ堪エズト云フ可シ
 此レ恐ラクハ胃ニ就テ脂肪ヲ用井テ諸種ノ試驗ヲ施シタ
 ル學者ノ少カラザルモ多クハ脂肪其儘ヲ試驗ニ供シテ乳

劑ヲ使用セザリシニ依ルナラン其儘ノ脂肪ハ胃ニ於テハ輕微ノ變化ヲ受クルニ過ザレハナリ

ヂョルハルト氏ハ本酸酵素ヲ頗ル深ク研究シ大ニ胃液ノ他ノ酸酵素ニ一致スル所アルヲ知レリ本酸酵素モ他ノ酸酵素ノ如ク其前階級タル「チモーゲン」ヲ有ス、又豚胃ノ粘膜ヲ剝離細截シ「グリセリン」ヲ以テ抽出シ検査スルニ其含有ノ區域ハ胃底ノ粘膜ニ限ラレテ幽門部粘膜ニハ毫モ存在スル事ナシ、病理上ノ關係ニ於テモ酷似スル所アリ例令ハ胃液欲乏症ニ於テハ他ノ酸酵分泌量ノ如ク本酸酵分泌量モ共ニ減少スルヲ見ルト (洋生抄)

○自家中毒ノ本體ニ就テ

(日本藥學會藥學雜誌二百三十六號)

毒性及間質性自家中毒ト共ニ其本體ニ至リテハ如何即チ如何ナル化學的構成ヲ有スル毒物ノ中毒ナルヤヲ問ハル、ニ至リテハ自家中毒ノ學モ尙ホ惘然ナルモノナリ吾人ハ多クノ場合ニ於テ解毒ヲ與ヘ尋ルヤ否ヤ、肺ニ基因ス

ル炭酸中毒及ヒ皮膚呼吸抑壓ノ結果タル自家中毒ハ共ニ吾人ガ熟知セル新陳代謝產物ノ滯留ニ依ル中毒現象ナルガ其他ノ場合ニ於テハ一トシテ吾人ノ檢索ヲ遂グルヲ要セザルモノナシ

佛ノブシャール氏ハ尿中ニ化學的毒素ノ存在ヲ証明セルモ獨逸流ノ學者ハ尿中毒ノ原因トシテ重キテ化學的毒素ニ措カズ尿ト血液トハ異調ノモノ換言スレハ尿ト血液ト分子の稠度ハ全然相違スルモノナルヲ以テ尿ノ分子の稠度ハ血液ニ關係ナク昇降スル事ヲ得ル而シテ其昇進ヲ尿中毒ノ一大原因ナリトシ、尿ノ理學的性質ヲ尿中毒ノ第一因トシ化學的毒物(主トシテ加儻鹽類)ヲ之ニ附帶スル第二因トセリ

尿中ノ有機化合物殊ニ尿色素ノ中毒作用ニ就テハ研究セル多クノ報告モ所謂十人十色ニシテ深ク信ヲ置クニ足ルモノナシ

病者ノ尿ニ就テ疾病ニ特種ノ毒物ヲ探究シタル學者ノ報告中確定セルモノハ重症急性消化不良ノ原因トシテ硫化

水素、糖尿病昏睡ノ原因トシテ一種ノ有機酸アルヲ知ル
ノミ

血液中ノ毒素研究モ亦尿ノ暗黒ナルヨリモ一層暗黒ニシ
テ吾人ハ未タ一點ノ微光ダモ其闇黒中ニ發見セラレタル
ヲ聞カズ、要スルニ今日ノ所謂自家中毒ナル學ノ眞ノ基
礎ハ甚タ薄弱ナルモノナリ (萍生抄)

○ 哺乳兒ニ於ケル角膜軟化症ノ

療法ニ就テ

(Centralblatt f. praktische Augenheilkunde)

ドクトル、ベール氏ハ既ニ哺乳時ニ於テ消化障害ヲ有シ
角膜乾燥症ヲ患ヘ居ル四歳ノ小兒ニ向フテ營養品トシテ
專ラ嚴シ石灰水加牛乳ノミヲ應用セシニ甚タ善良ナル結
果ヲ獲タリ即チ該患兒ハ容易ニ完全ニ體力ヲ回復シ而モ
同時ニ眼症狀ハ速ニ消退シタリト (萍生抄)

○ 種痘ニ就テ

(Centralblatt f. inn. Medicin. No. 38. 1901.)

千九百一十一年三月十三日開會セラレタルミュンヘンノ醫會

ニ於テストウンプ氏ハ氏ノ實驗ヲ報告シテ曰ク純痘瘡ハ
牝犢ニ接種セシメ變化ヲ呈ス勿論牝犢ハ痘ニ向テ免疫性
トナルノミナラズ之レヨリ得タル漿液即チ淋巴液ヲ更ニ
他ノ牝犢ニ接種セシメ而シテ之レヨリ得タル漿液ハ現今用
ユル所ノ種痘液ノ如キ重キ症狀ヲ呈スルコト無クシテ完
全ニ小兒ニ接種セシムルコト得殊ニ多數ノ牝犢ニ接種セ
シメテ得タル液ハ極メテ良効アリト而シテ美麗ニ且ツ無
痛性ノ膿疱ヲ生スルヤトノ間ニ對シテ氏ハ首肯セラレタ
リ (T M抄)

○ 梅毒ノ注射療法ニ就テ

(Centralblatt f. inn. Medicin. No. 38. 1901.)

ステルン氏ノ報告ニ依レバ嘗テ賞用セラルル水銀軟膏塗
擦療法ハ不完全ニシテ且ツ塗擦中皮膚看護法ノ不行届ナ
ル爲メ往々患者ノ嫌フ所トナリ醫士間ニ於テモ水銀劑應
用上他ノ方法ヲ希望スルニ至レリ元來注射ハ醫士ノ手ニ

依テ行フモノナレバ清潔ナルハ言テ俟タス藥液ノ吸收迅速ニシテ其ノ作用ノ安全ナルヲ認ムルコトヲ得ルノミニナラズ注射セル水銀ノ量ヲ見ルコトヲ得然レモ此ノ療法ニ於テ不利ナルハ滲透形成ナリ殊ニ坐位生活ヲ取レル患者ニ然リ不溶性ノ水銀劑ハ以上ノ不利ナシ然レモ血行器ニ於ケル水銀多量ノ吸收ノ爲メニ起因スル危險竝ニ肺栓塞ヲ由來スルノ恐レアルヲ以テ充分ノ量ヲ行フ能ハズ故ニ氏ハ一乃至二%ノ食鹽含有ノ昇汞水ヲ續發症候ノ現ハ

ル、迄一日二回二ヶ月間臂筋ニ注射スルコトヲ賞セリ殊ニ初期感染當時一二回ノ注射ヲナスモハ之レニ依リ診斷ヲ明瞭ナラシム又水楊酸水銀溶液ノ皮下注射モ効アリ殊ニ他ノ方法ニヨリ奏効確實ナラサル時ニ試ム可キモノナリト (T M抄)

○「チトローフェン」ノ作用ニ就テ

(Centralblatt f. inn. Medizin, No 38, 1901.)

クリーデル G. oliner 氏ハ三年間ノ經驗ヲ以テ本劑ヲ有効

ナル對「リヨマチス」劑、對神經痛劑竝ニ解熱劑トシ、不快ナル副作用ヲ呈セズ撒酸製劑及他ノ解熱劑ニ勝ルヲ賞揚セリ該藥ハ痛風ニ對シテモ甚ダ有効ナリト同氏ハ又之ヲ癩癩ニ用井テ鎮痛作用ヲ見發作時ヲ短縮セシメ間歇時ヲ長カラシムルヲ得タリト (T M抄)

○死體ニ因ル窒扶斯ノ傳染

(Centralblatt f. inn. Medizin, No. 38, 1901.)

フルロール Furrrohr 氏ハ腸窒扶斯ニテ死シタル一婦人ヲ解剖シタル後確實ナルウイダール氏反感ヲ呈スル腸窒扶斯ニ罹リ殆ンド三週間之ヲ患ヒタリ今其ノ傳染經路ヲ追究決スレバ只此解剖アルノミ而シテ同氏ノ信スル所ニ由レバ解剖ノ後手ニ附着スル病芽ノ爲メニモアラズ亦腸洗滌ノ際有害小滴ノ噴出ニモアラズト (T M抄)

* * * * *

雜纂

○上膊ニ於ケル筋肉、脈管及神經ニ

同時ニ來リタル異常ノ一例

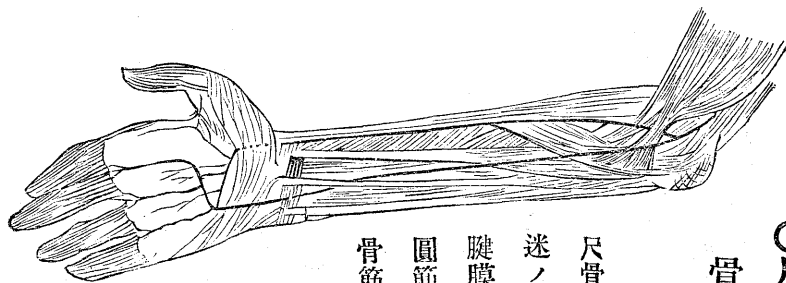
醫學科二年生 後藤 義賢

筋肉 二頭膊筋ハ第三頭ヲ有ス即チ此第三頭ハ鳥喙膊筋
停止部ノ下方ニ於テ上膊骨内側及三頭膊筋内頭ノ前側ヨ
リ起リ二頭膊筋ノ内側ヲ下リテ之ニ合セリ

動脈 腋窩動脈ハ鎖骨ノ下方約七密迷ニ於テ同大ノ二幹
ニ分岐シ一ハ上膊動脈トナリ常ノ如クニ二頭膊筋ノ内側
ヲ下リ一ハ正中神經二根ノ間ヲ通過シテ腋窩動脈ノ諸枝
並ニ上膊動脈ノ諸枝ニ分岐ス但シ腋窩動脈及ヒ上膊動脈
ヨリハ二三ノ小筋枝ノ外著明ナル分枝ヲ生セス

神經 正中神經ハ腋窩動脈ノ後方ニ於テ二根ノ合成ニ始
マリ肘窩及上膊動脈ノ後側ヲ下リ肘窩ニ於テ動脈ノ内側

ニ出ズ又外膊皮下神經ハ鳥喙膊筋穿通後外側ヨリ一枝ヲ
放チ上膊動脈ノ下際ヨリ正中神經ニ合セリ



○尺骨動脈ノ畸形(淺在尺

骨動脈ノ一種)

醫學科二年生 松山 俊夫

尺骨動脈ハ二頭膊筋腱膜ノ上約一仙
迷ノ部ニ於テ上膊動脈ヨリ分岐シ同
腱膜ノ上ヲ越ヘテ前膊ニ至リ又廻前
圓筋、内橈骨筋起始ノ上ヲ越ヘ内橈
骨筋ト長掌筋ノ間ヲ下リ前膊ニ於テ

長掌筋腱ノ下際ヲ斜メニ尺骨
側ニ向テ通過シ横腕靱帶ノ内
側ヨリ手掌ニ出デ經過中著名
ナル分枝ヲ放タズ而シテ上膊
動脈ハ前記ノ尺骨動脈ヲ分岐
シタル後二頭膊筋腱膜ノ下ヨ

り肘窩ニ入り二枝トナル即チ其一ハ橈骨動脈トナリテ尋常ノ經過ヲ取ルト雖モ一ハ尺骨動脈ニ非ズシテ尋常尺骨動脈ノ枝トシテ來ル返廻尺骨動脈、總骨間動脈等總テ前膊前後側ノ諸分枝ニ終レリ(挿圖參照)

* * * * *

漫 錄

○新入學生を迎ふ

さ、た 生

淺紫に曳く細雲の姿は、やうやく金色の影にとけ行きて、ここに麗はしく輝き初むる曙の光をは、そのうら若き目庇に仰きて、朗かに産聲をあげたるみどり兒ありとせよ。いつくにもそれに向つて、希望、光明、歡喜、祝福の聲を拒む家庭はあらじや。

げに美はしき孩兒よ、古き希臘の哲人は汝がためにこの愉快なる眉をうごかして祝して曰く、『兒は家庭に下れる

光榮の開始あり』と。

さなり、それさなり、吾輩ハ今新に金澤醫學專門學校てふ一大家庭に、茲に二百の〓許せ、其資格の上よりいふ非ずして、位置の上より譬喩するところの〓孩兒を得たり。

あゝ希望よ、光榮よ、洋々たる和氣を以て充たされたるわが家庭は幸福ある哉。

吾は已により多くを言ふを須みず。たゞそれ靜かに吾が讚嘆の臉と深く閉ざして、この多大の幸福を、到る彼淺かふざる天の冥寵にひかつて感謝せば、幻影なりや、高朗なる蒼穹の一半を劃せる、神技の彩筆、七色の韻ひを灑揮して花環の如く走ると見る。

そゝはち吾はとべて乃祝辞にかふべき好箇の一ラインを探り得たり。

"The child is father of the man;"

— W. Wordsworth: the Rainbow.

○送別の辭

四 品 生

楓葉將に霜に飽かんとするの節、多年同窓せし我が卒業生諸君のため、別に臨み聊か蕪辭と述べ、以て諸君に饒するの辭とあさんと欲と。

顧ふに卒業生諸君が本校にあるや、螢窓雪案先輩の品位を維持し、後進の生等を卒ゆるに切々偲々として、未だ嘗て其任に耻づるの行あることあらず、而して今や竟に卒業の榮を擔ひ、錦と飾つて故郷に歸らんとす、是れ誠お欣喜措く能はざる所なり。

於此我が卒業生諸君よ、醫學專門學校は實お諸君と以て第一回の卒業生とぞ、隨て社會は諸君の腕を試めさんと待ちつゝあり、果して然らば前途獨遠くして江海亦風波多し、幸に氣を練り行と慎み生等と誘掖し以て他日の大成を俱にせられんことを望む。

○思想の最強者

胡 蝶

之を捉へんか、影なく、之と見んか、形なく、之を聞かんか、聲なく、溟々焉たり、漠々乎たり、是れ果して有と曰ふ可きか、之れに觸れんか、冷暖を感じ、之を動あさんの、抵抗を覺ゆ、鼓膜と打てば清濁の音あり、眼球に映じて青白の色あり、是れ果して無と曰ふ可きか。

上下茫茫五千載、寰宇漠々九萬里、其哲人と稱し文學者と稱する者、何ぞ限らんや、然れども其多くは有を以て無と爲すの徒お非んば無を以て有と爲すの輩のみ、試みよ見よ、獨り上帝の寵命を受けたりと自稱し四十餘年アラビアの大砂漠に彷徨し、苦艱具さに行路の難と經たる猶太教徒も遂に其の獨一眞神と昭明したりしか、飛花落葉と觀じ、有爲轉變の世相を厭ひ、其の肉身を灰にし、其心靈を虛滅して自ら得たりとする小乘學者も、遂に其目的を達し得たりしり、思へば天地は斯の如く悲慘お、宇宙は斯くの如く凄愴に、世相は是の如く荒涼也、如何なる懷疑論者も天地を天地以外に放棄するの術なく、如何ある上帝信者も宇宙を宇宙以外も求むるの術あけん、デカ

ルトガ超凡の識見も其懷疑を除くに由なく、公孫龍が黒白同異も白馬遂に馬なるを如何せん、竹林の清談ハ空しく西晋の亡滅と速き趙宋の横議は僅かに江南の偷安を保ちぬ、ゴルジャースの詭辯も遂に詭辯に倒れ、富謀の鋭鋒も遂に韓國の論に降りぬ、世を蠱し民を毒し、自ら迷ひ、他と惑らしむるもの實に此輩の毒舌に由らざるハ靡し、一と空中にペーベルの高塔を築かんと欲し、一ハ整貝を以て大海と竭さんと欲するも、一に其の害たるを免れざる也。

此の嘈々たる群旨の間に立ちて、大喝一聲其靡雲を開き、其迷霧を掃ひ、天地の實相を諦觀せしむるものは何ぞ、玲瓏の眼を以て宇宙の最大企望を看取し、刹那の生命を以て、萬劫の生命を繋ぎ、一塵の極微を指して無窮の理を貫き、剛毅奮勵、精進勇猛、一步も空を踏まず、一點も有に着せき、縦横靈妙、其業務の神聖を保ちて、其功德と彌倫せしむるもの何ぞ、凡そ世に健全なる思想の更み健全ある思想は吾人何に於いて之を求む可きか。

暑中ハ寒死し、寒中に暑殺す、是れ精神の修養中より來る可き心理的作用ならせとせんや、忙裡ハ閑却し、閑中に忙殺す、是れ禪的妙用ハあらずとせんや、而して所謂思想の最大強者ホのもの、這の禪的幽理より求む可きものあると知らせや。

夫れ禪は、身心脱落に在り、身心脱落と脱落身心の謂なり十方無罣礙の謂なり、孔子曰はせや、「七十而從心所欲不踰矩」と嘗未だ妙處に到らずと雖も蓋し又庶幾からん、一步を進むれば證上の修、一步を轉ずれば修中の證、修證一如として宛轉又宛轉、無窮に涉り、無極に渡り、聖と爲り、人と爲り、他と救ひ我を濟ひて國家安く、分業行はる、禪ハ智慧に於いて積極的安心也、意志に於いて積極的道德也、理を窮めて形ハ歸り、形と盡して想到る、差別に即して平等入り、平等ハ即して差別に出づ、故に其の家庭ハ於けるや、父父たり、子子たり、兄兄たり、而して親愛之れと貫く、其朝に在るや、君君たり、臣臣たり、而して忠恕之と貫く。

其情たると、智たると、意たると問はせ殺を可きと
 之と殺せよ、愛す可きは之れを愛せよ、唯だ夫れ圓轉滑
 脱の無罣礙ふ在るのみ、楠氏曾て謂へることあり、敵と
 雖も仁義と存せよ、蓋し這般の消息を得たるものゝあつ
 ざるなからんや、故お軍に將としては、驚幹暴戻の弊あ
 く、國お相として寛優仁柔の弊なし、故に進歩の中に
 秩序を保ち、秩序の中に進歩の光あり、ルーソーの民約
 論、彼れ何ものぞ、モンテスキューの平等説、彼れ何もの
 ぞ、是れ平等の極端に走りたる者ならんや、佛國の革命
 、彼れ何ものぞ、獨逸の社界主義、彼れ何ものぞ、是れ
 平等の實相を看破せざる者にあらせして何ぞ、暗中も明
 あり、暗中に明あり、差別も平等を寓と、要は己れに定
 つて衆縁は應するに在るのみ、子思子言あり、喜怒哀樂
 の未だ發せざる之中と謂ひ、發して皆節も中る之を和
 と謂ふ、中と天下の大本なり、和は天下の達道なりと。

自然の見解亦可なり、紅日三竿足を伸べて眠るも已ま
 既に大根本底と相融和するものゝらば、尙ほ扁舟の流水

に從つて長河を下るが如きものあらん、豈も又楫棹を用
 ふるの要あらんや、悟と待つとの禪亦た可なり凡夫あして
 悟を待つ猶ほ池心を澄まして天邊の月を待つが如くなる
 可し、要と只直截も在り、進取に在り、銳氣も在る也。

其來るや、一瀉千里滿潮の走るが如く、其去るや疾風
 の落葉を捲きて忽然として遠近するが如く、其動くや星
 火の枯草と焚くが如く、其靜なるや古潭の底なきが如く
 綽々として大千を囊括し、機山之を得て縱横の略を揮ひ、
 不識庵之を得て神變不思議の機を逞ふし、家康之を得て
 洪謨是に成り、詩定之を得て虜艦是も織ひ、道灌之を得
 て生死の間も談笑し、正成之を得て赤手以て狂瀾と回す、
 嗚呼古も於けるの禪は是くの如くよして武人の間も歡迎
 せられ、是の如くあして國家の大功を成したりき。

優勝劣敗自然淘汰と天地の大經濟、又如何ともする能
 りざるもの、彼の過去の原人時代を夢想し、未來の天國
 を迷信とる者と、共に語るも足らざる也、試みお思へ、
 上帝の公審判に於いて墮落する者は劣敗には非ざる也、

彌陀の光明に攝取せらる、者優勝はあらざるを、求心遠心の争ひあり、宇宙斯又懸り、陰陽五行の戦あり、萬物是に養てる、蓋し戦争あるものは國家の活動力と、今や吾國は自ら其活動力と示せり、ろれ物理の定則、刺撃を與ふれば萎縮せざれば則ち反動を來さん、頑たる彼の龐大漢は未だ其萎縮と望むべからざる也、況んや列國相環視し交々之れを挑發せしむるものあるをや、其反動なからんと欲と雖も豈得べけんや、此に於ける我同胞の覺悟果して何ぞや。

我國將來の歴史の、我國青年の力を盡す可きの歴史也、吾人青年の職責の其特長を發揮する在り、其の特長を發揮せんと欲せば、此歴史の主動者たらんと欲せば、宜しく膽を練り、神と研ぎ、維文維武の美質と發揮する覺悟をかるべからず、而して這の覺悟と養成する積極的手段は正に禪を學ぶに在るを知らずや、禪機を發動するに在るを知らずや。

我國禪を學ぶの人、多く夫れ厭世的を以て入る非

ずや、曰く失敗政事家、破産商人、失戀文士等、而るも更らに之が祖會たる僧侶に至りては謂ふに忍びざるなり、豈迷情の端なを得んや、夫れ已ふ爾り、薄志弱行の徒道路に塞がり、新聞の偽善、僧侶の破戒、學生の情死、悽雨地に昵み、慘雲天を蔽ひて、人類思想の最強者たる靈神と蠱毒し來る、嗚呼這の偽善國、偽禪國、宗教家坐視せるや、文學家黙せるや。

道本圓通。爭假修證。
宗乘自在。何費功夫。

* * * * *

○偶感

落 水

(一) 自然の美

燦然たる精神と健全なる體に存す、高遠みる思想の輕躁浮薄の徒お存せず、山河の明月、江上の露風、秋色の森林、鳥飛び魚躍る所、眼之れに遇て色をなし、耳之れを

得て聲を發す、自然此美は夫れ吾人の恩惠歟、嘗に見よ
 暗黒未開の亞弗利加大陸に決然身を投じ、偉大高潔の理
 想を捧じて鞠窮盡粹し、煉獄の大陸を双肩お負て弊れし、
 故リイビニグストン、就て見んか彼が大陸に於ての辛酸
 とピクトリヤ大瀑布の壯觀を以て始めて慰藉せられぬ、
 彼れが偉景大觀自然の美に接し、以て赤誠なる一片、耿々
 の精神も是に依て愈々確固たり、それ俗人は娛樂を地上
 に求め、清士と天外より慰藉と受く、吾人須く滿腔の餘
 憤を青山緑水に漏し幽壑に吟じ、林泉に嘯き、悠優自適
 而も天質巨靈なる人にして始めて能く自然此精美を捉へ
 得る也。

(二) 人生の歸趣

終日、營々窮々業務に役せられ、煩惱に驅られ、生て濁
 世の裡は遊び、死して草木と共に朽ち、苟も人生の歸趣
 と尋ねずんば何ぞ夫れ、塵の蠢蟲と異ならん、是れ蓋し
 醉生夢死の生涯のみ、「希望は人生の生命なり」とは、是れ
 世人の常語なり、又青年希望なきものあらんや、然ども

砂上の建築、根底なき事業を挫敗す、徒らに空望放志た
 らんより寧ろ希望の消耗せざらんを歡む、夫れ醫の病
 を治するや必ず其原因を診して藥を投じ、根底を知らず
 して枝葉を芟除するの愚者よ、徐りに自己の現況を驗し
 來れ、凡そ人生過なきものあらんや而も亦本心なきもの
 何にかある、人を議すると先づ己の行を矯むるあり。己
 れを矯めずして人と教へ希望の成願を乞ふは是れ空望
 畫餅のみ。

(三) 同情

「己の欲せざる處之を人お施すこと勿れ」と、之れ同情の
 赤心にあらまや、同情みさ人の墮落あり、家庭は汚穢か
 り、社會と腐敗なり、熱帶圈裡の蠻民に見よ、同類相食
 して得意とす、己を愛して隣人を愛せざる者よ、徒らに
 奮夢お沈む勿れ、博愛慈善と其枝葉のみ、統一と呼び制
 裁と唱う、之れ同情みさと表白するのみ、大なる哉同情
 の力、彼の目を背後にして、道義を望む者と、共お語る
 お足らざる也。

○那谷紀行

有一生

名所は石地藏、名物は片餅團子の定めかは知られど、底の底には趣あり味あり、いでや誌さん那谷の紀行、せめてもの思ひ出で、且つぱつれんくの、拙き筆のすさびながら、漫録の餘白をかるあつがましきは、見ん人毎に許し給へや。

陣太鼓の音に、枕を蹴り劔を按ざると、昔乃武士、日頃となか／＼床離れの悪しきやつがれも、兼てあいづの警砲ふと目を醒まし、口嗽ぎ顔洗ひて、急き朝饗をした、め制服制帽の輕姿飄然門を出づれば、曉星微かよ光り、東雲麗しく旭影瞳々として輝き、金風肌と吹いて稍寒し、「さてらし」の半も聞かず三五の友と打つ連て停車場へと急ぐ程に早や數百の友と、場の内外に満ち満ちたり。暫し息ひ七時四十分の瀛車にてここがねが澤を後にして、石ころ屋根又煙を殘し、はや犀川も過ぎ行けば眼界漸く廣く、車に乗れる身を忘れつゝ、山も行き野も走る、時の間に移る景色の愛しく、處うとれば品も亦、人の心も變り行く、濁りとしてたる塵の世に、今更誰と松任や、

あんころならぬちんころの、住居苦しき瀛車の中、窓より外を美川の海、さし來る潮の眞砂洲や、梨地ならぬと濱景色、浪の詩繪に松のうき、龍の御橋を打渡り、子の日にあふぬ辰の日に、長蛇に引られ束の間に、小松の里よ着きにけり。

この小松町より遠距離競争の始まる事せて、半千の健兒は猛り下り行く、余れば又、紅葉狩よ功名心はいらぬもの、自然と傷るものよと風流ぶれど、裏と日頃の病去りやとぬものあら、せめてく廣く秋の風物を探らんと、三五の先生、二先發隊と共に又もや車とある事せばしぬ。やうて笛の音と共に車と轟きこ、今江の鐵橋を打渡り、右は渺茫たる今江瀉、左は枯野の間より碧波色濃き木葉の湖、暇なくめぐる小車の時の間に動橋お着き、茲より先生と車との事故、吾等は別れて畔道を急ぐ、廣やある野もいふどしいふ木も皆是れ黄、セピヤ畫の好一幅、天宇高く開けて、満目鮮酒なる色を浮べ、朝露は水晶の如く、韋珠の如く、翠蓋宛轉として自然の潔美を呈し、右

郷ある聯想は時の間に起りぬ。

かくて愚もつゝぬ事どもいひつゝ、右へ左へ行程に九時半といふに、那谷村へと着き直ちに決勝点へと行けど、國旗高く今日の壯舉を笑ましかけお躍る、人手あければ手つたひ呉との事、觀楓にとんだ災難と今更悔めどかひあしや、松田ぬし都築ぬし等と暫時語ろふ程に、競争者と韋駄天走りに走る勇しき、一人來り二人來り半千の健兒皆來りしと零時半なりき、それより晝食を終へ優劣を調へ始めぬ、吾は方丈に入り寶物をと問へば、いざと應へて導かるゝ儘行く、草々あるうち吾が眼み愛らしくうつりしは、顏輝の筆文珠菩薩、兆殿司筆伊舍那天、足利義持傳來の水月觀音、牧溪の筆人物及び後藤程乘の作なる上杉武尊公秘藏の琴一面なりき、されど如何としき節おきに之あらねど、兎に角精巧織美と極めたり、尙後陽成後水尾諸帝の宸翰ありと聞けど、なしといふにせんなく本堂さして行く、これなん所謂持佛堂にて堂内に自生山の額あり、筆者は前田齋泰郷なり、此の堂名のみ高くさ

して見るべき價值なしといふもあなづち過言ならじ、とこふする程お喇叭の聲と共に優者四十名に授賞式は始まりぬ、授賞者の内今日月桂冠を獲られし最優者は藤原君、里程三里が程を四十九分二秒(約自轉車の二倍半の時間)まで高下駄に十丈の塵を蹴しつゝ走られしをさても勇ましや、これより響應あり六時半迄に小松驛に來れどの言の葉をあどみ、春駒ならねど勇ましく、思ひく訪ひ行く先は、さては粟津か、片山津か、吾れは是より那谷探勝よと出でぬ、抑も此の寺の縁起によれば眞言宗よて、養老(凡千八百年前)泰澄大師の開基にかゝり、自生山巖谷寺と稱へしを、寛弘年間花山帝の御歸依の深き、畏くもこゝに到らせられ、三十三觀音の一番ある紀的那智と三十三番なる濃の谷波どの、頭字を取らせ給ひうくと命名し給ひしなりと、かゝる尊き大伽藍、千八百年前の古刹、精舎、祇園山門講堂華美を極めしかども天正分裂の時、一山都て戰圖入り精藍終に烏有に歸し、後前田利常郷之を中興なせしかど、今又頽敗昔日の觀なし、され

ど之れと歴史的美術的お精細お觀察するも亦多少の趣味あしとせず、今や世人目して之と遊山塲とを、理の當なるもの歟、吁！、桑田變して海とあり、名利古びて徒らに俗物のけがす所とある、あさましの世や、持佛堂を出で左りお折るれば、古色蒼然たる石燈籠幾くはく基の、石疊み平かなる路と行くこと百歩、右方に義士堂あり、赤穂義士の像と安置す、紅葉の名所に義士の像、さてもくしきゆかりのさこみならずや。

露霜お染めし千入の紅葉と君の心の色とこそしれ。なれも亦君や戀しき薄紅葉同じ心の色にしられて。

松杉鬱蒼の間を過ぎ又もや石疊の上と行程に稍廣らかなる處に到りぬ、此處こそ谷懐といふ處にて、左手に蓮塘あり、其の後ろよ、岩いと高く岐ち岩とた手引を層ぬる之れ東山といふ、岩皆皜潔、峻しさと戀ぢ得ず、其の岩の凹める處に種々の佛像を實けるは、俗よ近く惜しや、此の岩の麓此岩井より玉水を清水の涌出で池に落ち行く、池の中央おは辨財天と祀れる小嶋あり、汀に幾株かの

楓あり、染あげし千入の色の濃く薄く、岩と共に池にうつれる様、見榮も一しほゆるしく、尙もあこかれ行く、之なん紅葉が原にて名にし負ふ大悲殿も仰られぬ、楓の下茶亭ありしばしやすらふ、木魚の聲松の風よひさ、香爐の煙の峯の雲に通む清淨寂寥。

こゝらあさりの景色いとこゝちよく、誰やらの所謂、其境といへば幽間清澄、其山をいへば秀麗明媚、其崑をいへば嵯巖崑、綺樹瑤木と其間に掩映し、碧松丹楓は其の阿に雜垂とど、宜なるかな、こゝを出で、仰げば本尊觀世音の御堂高さ幾丈、巨巖の絶壁によりて構へらる、石を刻みし階段と登る事四十餘りにて殿に到る、殿の登り唐破風みて二十尺四方、欄干を附し些少の丹彩なく、欄間には草木花鳥の彫刻あり、表面よは曇華道人（明の高泉大師）元祿の比來と書せしとか傳ふる天然靈塔の額あり、殿の一方に自然の巖窟あり所謂内陣是なり、導者よ乞ふて内に入る、窟は施無畏の額あり河村三治の筆とあれど其の誰なるを詳にせず、窟潤く幽暗にして咫尺を辨

せず、僅かに燭を借りて内陣と見る、内陣の一尺四方位
 みて木は皆唐桑にて二枚の折戸は表裏共に菊花を刻し、
 前面欄間にと孔雀の丸彫あり、内々陣の唐桑と紫檀とに
 て造り、扉に一角よて梅花を出したる、結構精美、内に泰
 澄大師自作の觀世音及三十三體の黄金佛ありといへど、
 扉外より伏しをがみ、陸路なれども平めに願ひ立つ身の
 いと軽く、空飛ぶ鸞張れ天井も名のみ聞こえて、胎内潜
 りや男山を行きつ戻りつ、右に登れば小社あり、今上天
 皇の御眞影を掲げ、左に不動の祠あり、下は女岩あり、其
 形の卑しきも淺間しや、こゝより尙左せば巨巖已に盡き
 て又山と見る、之を西山と唱へ上に三重の塔あり、高さ
 二丈餘り、折戸には牡丹お獅子の浮彫あり、十六の獅子
 皆其様を異にしてそこぶる奇、歸りて芭蕉塚を訪ふ。

石山の石より白し秋の風。

と誌す、其の後の巖上に九重の石塔あり一丈餘、古色掬す
 べし、左に若宮白山神社を見て進む程に、四十余の階段
 の上、音も聞てへし那谷の護摩堂に到る、用材皆楓にし

て内部の桐ならん、鳳凰の浮刻外割と牡丹に唐獅子の浮
 彫あり、踞るもの奔るもの、狂態幻怪、傳へ聞く此の筆
 者は久隅守景よて、守景疎放世と合ひせ、不半の氣を吐
 かん爲めこれと書きしものおとど。くりかへしても見あ
 かの景色の去り難くて猶も又、御堂の方へと指して、こ
 ろのまゝ歩みわこがれ行く、鳥地默雷師嘗て茲よ遊び。
 層々巖洞與雲齊、云是當年寄聖輓、
 吊古且歡秋色好、滿溪紅樹夕陽低。

又某しのみやび雄の。

山人のどる斧の柄は朽るとも名と朽ちぬ世に残るもた
 でら。

と賞めたゝへしもことほりや、などくしき書おなどなし
 けるに、上田福見宮川の諸先生に遇ひ共にくど紅葉の
 原をさまよふ、口の四つお賞むる言葉の唯一つあるもを
 かしや、時移ればとて花山法皇の遺蹤は、又來ん時よ契
 りつゝ本意なくくも那谷を出で、宮川福見の両先生は
 一步先きにと粟津に向ひれ、已れと上田先生とい寶石お

どあさり、時うつろひて粟津へと急ぐ程に誰よりも粟津の洒落所でなく角帽影既あ遠く時と正あ四時四十五分、さていどあせり行く程にどある茶亭より、高安、山碓、金子、の諸先生等十數人此出で給ふに、心地もいと安らかになり、共にくお行きて木津といふ處より、己れ

先生等より前よと唯獨り、ひと走りあ三本杉と右へ左へと行く、此の邊りは楓最早なく唯青葉まじりに、何をばぢの木のうちこの紅葉、夕日に照りそふ景色又一しほ、村人も鍬負ひ安穩の希望の星を頂きて、淋しげに語らひ歸る夕暮の、風肌寒く、しほれし蝶の唯一つ誰故やつせし身ず、あはれにもしほらし。

野も山も漸く黒み行き、夜の衣あ包まれ畢りては、白さものは御空の星に遠き水、吾う吹く呼氣のそれよりも白み行くと今の世の人のこころか、日は暮れ且つは知らぬ野路のことあれば、蹈迷ひて兎ある鬱蒼たる森に入る路きて小なる祠あり、しばし息ひ居るに雞犬聲既に遠く遙かに吾隊の軍歌を聞く、聲もる方へと立ち芽屋と敲き道

を開ひ今江橋を渡り小松町へと着く、停車場に到れば、町をさするふ三々五々の集りて、軍歐の聲の勇ましく町人の啞然も亦ことばりや、皆々今日の功名あど語らひて瀛車待ち合ひす。

後れたる瀛車待合とす夜寒哉。

やがて小松あらぬ大待ちの瀛車へと乗る、芋の子洗ふ車中の混雜も、疲れたる身は夢現のうち打過ぎ金澤々々の驛夫の聲に古里の甘寐の夢を驚かされ、とりたちもるやかに場外に出づれば、M Aの記章明らかに紅白の幾百燈、我も用意の國旗を翻し、やがて凱歌の聲朗らかに、安江町を右あ左りに十間町を進みつゝ、寝くらの鳥を驚らかし本校構内萬歳を三呼して思ひくりに別れしと午後九時、空いと呀へて銀河影冷かお星まばらなりき。(十一月十一日記)。

○角帽日誌

M A 生

十一月一日、曇。

たま〜角帽日誌を試みると思ひ立つ、不圖したる好

奇心なり。

昨日あたりよき氣候めつきり寒くなれり。

正午のベル鳴りて、溜所の火鉢み灰を掻き立てつゝ、
晝飯食ふ人の面みな寒けなり、肩をしぼめたるが多し、
湯ぬるし。

午後外科二部及眼科の手術あり。

二日、天氣定かならず。

朝、大手門前に立ちて南を望む、雨雲を透して薄き日
かけ遠山に照るさま力なし、紅葉も少し交れり、溜所
に卒業生送別會の廣告あり、揭示場に陸軍衛生委托生
募集の揭示あり。

午後零時半より病理解剖の「テヒニツク」。

講堂には明日の式場の準備、いさゝか忙がしげに見
たり。

三日、晴、天長節。

午前八時、本校講堂に於て天長節遙拜式あり。

四日、晴。

卒業生の成績表の揭示出づ。

五日、晴。

朝明猶ほ空模様面白あらざりしが、やがて美事ふ晴れ
上りたり、大に暖し。

午後外科一部の手術あり。

外科室のストープあつき小春哉。

六日、雨。

午前十時より卒業式あり。

午後、卒業生大送別會を金谷館に開く、例のことく演
説あり。

鹿爪らしき演説、滑稽たる演説、上を見て喋舌る演説、
下を見て喋舌る演説、聲の大きい演説、小さい演説、氣
取る演説、ぐづる演説、通げて引張り出される演説、
ヒョックリ飛出す演説、揚句の果てには落語演説、
七時散會。

七日、雨。

泥鞋、泥下駄、泥足駄、學生昇降口の床板に狼籍たり、

これより上、下足にて入るを禁ずとの禁札いつかの間に取り去られてあり、大勢の趣くところ一紙の支うるどころに非せと洒落れもすべし。

例の溜所には、十全會遊技部のすばらしき大報告あり、来る十日那谷は大遠足會と舉行すとの事、但豫定なり。精神病講義今日より始まる。

八日、晴。

朝、一としきり時雨れたり、雨具の用意もかくて昇校の途中を降りつけられたるも多し、風呂敷、乃至は手鞆などを小腋まゐいこみて、息せきながら學校さして馳けつける様、他所目も可笑しかるをぞし。

行秋のあしたの空を時雨れけり。

外科の二部、眼科、婦人科の手術。

九日、快晴。

あの那谷行の確定せしといふ報告と、同時に小松より那谷までの道路の地圖掲出せられたり。溜所の談話と大方これにて持切の有様。

角帽日誌も今日にて九日。

九分の少し足ふぬが萬まつけてのほどらひなるに因みて、九つ／＼で筆を擱くことおしたり、まづ／＼な事に事なきが目出たし。

最後にも一つ、今日は陰曆の九月盡なり、遂に能登の岬とて曉臺が匂、金澤の家造りは屋根も石上げたるが多し。

ゆくりかく屋根石落ちて九月盡。(とはり)

* * * * *

○謹みて天長節と祝し奉る

笹岡芳名

大君はあら人神よ高ひかる

天つ日のこと千代八千代ませ。

* * * * *

○卒業生諸君に

全 人

わざ終へて君はいづちに小倉山

もみぢの如きすがた嬉しも。

○蘆崎八勝蘆崎八勝者在越前北潟湖畔

釣雪漁郎

蓮山秋月

蓮如山上月初懸、照出漁村烟水前、獨倚松根吹玉笛、不知寒影滿江天。

濱坂晴雪

山頭月出雪初晴、風疊波濤海有聲、鼓柁逍遙濱坂上、看驚玉樹銀臺清。

瀨越落鴈

鴻鴈高飛瀨越秋、隨風斜落荻蘆洲、月明沙上驚相喚、知是漁人時掉舟。

鹿島疊翠

鹿島深林知幾重、水光相映綠陰濃、素聞神意憐栽植、翫鬱自知千古縱。

潮越老松

春波渺々海天隈、松老晴烟潮澗開、偃蓋未曾留帝蹕、風聲猶訝雨聲來。

鹽谷飯帆

鹽谷人家積水頭、魚網日曝暮天流、千帆各載斜陽返、無限復明暉二州。

蓮浦暮烟

雨過蓮浦一村秋、山水蒼々落日愁、佇立冷烟寒竹上、何人吹笛弄清幽。

安樂疎鐘

空山日暮報疎鐘、聲響寒江兩岸松、維纜欲尋安樂路、老僧歸院白雲峯。

* * * * *



實 報

○叙任及辭令

物品檢閲委員ヲ命ス

書記

高柳鎌次郎

(六月二十一日、本校)

工兵第一大隊附陸軍三等軍醫

笠間 大作

免本職補野戰砲兵射擊學校附

(六月二十五日、陸軍省)

金澤醫學專門學校教授

佐々木 達

石川縣金澤病院眼科部長囑託ヲ解キ專ラ同院第二部長ヲ

囑託ス

年手當金三百圓下賜

金澤醫學專門學校教授

高安 右人

石川縣金澤病院眼科部長ヲ囑託ス

年手當金三百圓下賜

(七月三日、石川縣)

免本職補步兵第四十八聯隊附

步兵第四十六聯隊附陸軍三等軍醫

池田 耕

臨時電信部附陸軍三等軍醫

安村 順吉

免本職補步兵第四十聯隊附

(七月六日、陸軍省)

新瀉縣へ出張ヲ命ス

內務技師

野田 忠廣

(七月八日、內務省)

保管證書出納主任ヲ命ス

書記

永山 一昌

保管證書出納立會員ヲ命ス

全上

高柳鎌次郎

(七月十九日、本校)

病理副手ヲ命ス

太田 精一

(七月三十一日、本校)

眼科室通常用備品監守及消耗品取扱主任ヲ命ス

教授 高安 右人

眼科室通常用備品監守及消耗品取扱主任ヲ解ク

教授 佐々木 達

(八月一日、本校)

石川縣河北郡森下高等小學校醫 森川 修

石川縣河北郡大場尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス
年手當金六圓給與

(八月十七日、石川縣)

石川縣河北郡森下高等小學校醫 森川 修

石川縣河北郡八田尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス
年手當金六圓給與

石川縣河北郡直江谷村立小學校醫 安宅 治六

石川縣河北郡牧山尋常小學校醫ヲ囑託ス
年手當金拾貳圓給與

石川縣河北郡醫王山尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス
年手當金拾貳圓給與

(八月二十八日、石川縣)

叙從七位 正八位 森川 修

叙正七位 上坂 熊勝

叙正八位 石川 喜直

(八月三十一日、宮内省)

香川善治郎

體操副科劍道教授方ヲ囑託ス

(八月三十一日、本校)

金澤醫學專門學校助教 堤 從清

三給俸給與

文官文限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

(九月二日、文部省)

第四高等學校教授陸軍歩兵中尉從七位勳六等 磯田 正謙

任金澤醫學專門學校教授兼第四高等學校教授

(九月三日、内閣)

金澤醫學專門學校教授 磯田 正謙

年俸四百八十圓下賜

(九月三日、文部省)

廣島縣エ出張ヲ命ス 臨時檢疫事務官 野田 忠廣

(九月四日、内務省)

教授 佐々木 達

醫學科第四年級長ヲ命ス



第十全會雜誌第二十二號

醫學科第三年級長ヲ命ス

教授 下平 用彩

醫學科第二年級長ヲ命ス

教授 上田 計二

醫學科第一年級長ヲ命ス

教授 石川 喜直

醫學科第一年級長補助ヲ命ス

講師 湯目 隆績

藥學科第三年級長ヲ命ス

教授 櫻井小平太

藥學科第二年級長ヲ命ス

教授 高山 基重

(九月十日、本校)

石川縣金澤病院醫員

岡田 剛吉

月給金五拾圓給與

石川縣金澤病院醫員

岡田 剛吉

依願職務ヲ免ス

(九月十日、石川縣)

免本職補步兵第二十聯隊附

臺北衛戍病院附陸軍二等軍醫 野口詮太郎

步兵第十一聯隊附被免補步兵第十一聯隊附

陸軍二等軍醫 山秋勘之助

免本職補札幌衛戍病院附

仙臺衛戍病院附陸軍三等藥劑官 石田 太吉

免本職補仙台衛戍病院附

札幌衛戍病院附陸軍三等藥劑官 小西虎二郎

(九月十一日、陸軍省)

關屋林之助

恩給顧問醫ヲ嘱託ス

若林 周三

石川縣立第三中學校教諭心得ヲ命ス

月俸金參拾五圓給與

(九月十二日、石川縣)

金澤醫學專門學校助教 末近 義介

佐賀縣立唐津中學校教諭ニ任ス

(九月十六日、内閣)

佐賀縣立唐津中學校教諭

末近 義介

六給俸下賜

(九月十六日、佐賀縣)

教授 村上 庄太

教授 石川 喜直

書記 高柳謙次郎

物品檢閲委員ヲ命ス

香川善次郎

擊劍場通常用備品監守及消耗品取扱主任ヲ命ス

(九月十七日、本校)

正七位 高橋 剛吉

醫術開業試驗委員被仰付

(九月十八日、内閣)

叙從六位

正七位醫學博士

鈴木文太郎

(九月三十日、宮内省)

任海軍大軍醫

海軍中軍醫從七位

鈴木寛之助

任海軍中軍醫

海軍少軍醫正八位

中野 才幸

任海軍中軍醫

海軍少軍醫正八位

鹽谷 義一

(十月一日、内閣)

海軍兵學校附海軍大軍醫

鈴木寛之助

兼補筑波軍醫長

吳海軍病院海軍少軍醫

大西 瀨治

免本職補吳海軍造兵廠附

(十月一日、海軍省)

村木 維夫

講師ヲ囑託ス

(十月三日、本校)

二給俸下賜

第四高等學校長

北條 時敬

(十月五日、文部省)

金澤醫學專門學校教授正六位勳六等

高安 右人

任金澤醫學專門學校長兼金澤醫學專門學校教授

叙高等官二等

金澤醫學專門學校教授正七位

村上 庄太

陞叙高等官五等

陞叙高等官六等

(十月八日、内閣)

金澤醫學專門學校教授從七位 高山 基重

陸軍二等軍醫 飛見 丈俊

補廣島衛戍病院附

(十月八日、陸軍省)

金澤醫學專門學校校長 高安 右人

四給俸下賜

金澤醫學專門學校教授 山碯 幹

金澤醫學專門學校校長心得ヲ免ス

(十月八日、文部省)

金澤醫學專門學校教授 山碯 幹

病理學研究ノ爲メ滿二箇年間獨逸國へ留學ヲ命ス

(十月十日、文部省)

群馬縣へ出張ヲ命ス 内務技師 野田 忠廣

(十月十四日、内務省)

衛生試驗所技手陸軍三等藥劑官正八位 林 常雄

任金澤醫學專門學校助教授

七給俸給與

(十月十六日、文部省)

雇 宇野 益之

雇 倉本鑄之助

圖書閱覽室掛ヲ命ス

(十月二十四日、本校)

陸軍一等軍醫正七位勳六等 篠尾 明濟

陸軍三等軍醫正八位勳六等 島村豊次郎

各通 叙勳五等授雙光旭日章

陸軍三等軍醫從七位 飛見 丈俊

陸軍二等軍醫從七位 森川 修

各通 叙勳六等授單光旭日章

陸軍一等軍醫正七位勳六等 篠尾 明濟

明治三十三年清國事變ニ於ケル戰功ニ依リ勳五等雙光旭日章及金五百圓ヲ授ケ賜フ

日章及金五百圓ヲ授ケ賜フ

陸軍三等軍醫正八位勳六等 島村豊次郎

明治三十三年清國事變ニ於ケル戰功ニ依リ勳五等雙光旭日章

日章及金貳百拾圓ヲ授ケ賜フ

陸軍二等軍醫從七位 飛見 丈俊

明治三十三年清國事變ニ於ケル戰功ニ依リ勳六等軍光旭

日章及金貳百拾圓ヲ授ケ賜フ

陸軍二等軍醫從七位 森川 修

明治三十三年清國事變ニ於ケル戰功ニ依リ勳六等軍光旭

日章及金參百五拾圓ヲ授ケ賜フ

(以上十月二十六日、宮内省)

入給俸給與 金澤醫學專門學校助教授 福見常太郎

九給俸給與 全 上 宮川 爲三

(十一月一日、文部省)

石川縣金澤病院醫員 加藤 慶三

御用有之上京ヲ命ス

(十一月二日、石川縣)

任陸軍一等軍醫 陸軍二等軍醫從七位 岩田 一

任陸軍二等軍醫 陸軍三等軍醫正八位 高岡 榮

任陸軍二等軍醫 陸軍三等軍醫正八位 熊谷兵次郎

任陸軍二等軍醫 陸軍三等軍醫正八位 松浦 啓三

任陸軍二等軍醫 陸軍三等軍醫正八位 河村 太郎

任陸軍二等藥劑官 陸軍三等藥劑官正八位 橋本 安吉

任陸軍二等藥劑官 陸軍三等藥劑官正八位 小西虎二郎

(十一月三日、内閣)

金澤衛戍病院附陸軍一等軍醫 岩田 一

免本職補步兵第七聯隊附

(十一月三日、陸軍省)

靜岡縣へ出張ヲ命ス 内務技師 野田 忠廣

栃木縣へ出張ヲ命ス

(十一月四日、内務省)

田中 正一

石川縣金澤市野町尋常高等小學校醫兼新堅町尋常小學校
醫下富山町尋常小學校醫石引町尋常小學校醫ヲ囑託ス
年手當金四拾圓給與

(十一月四日、石川縣)

* * * * *

○會員動靜

- ▲關屋林之助氏 東京醫科大學衛生學教室に於て傳染病學、黴菌病學等を研究し駒込病院にも奉職せられし同氏は過般石川縣警察醫を命ぜられたり又同氏は恩給顧問醫をも囑託せられたりと云ふ
- ▲末近義介氏 本校助教授たりし全氏は先般佐賀縣唐津中學校教諭として赴任せられたり
- ▲堤從清氏 全上たりし氏は亦先般福井縣武生中學校講師として赴任せられたり
- ▲林常雄氏 元大坂衛生試驗所技手たりし全氏は今般堤氏の後任として本校助教授に任せられたり
- ▲岡田剛吉氏 久しく金澤病院醫員たり且つ本會特別會員たりし全氏は先般職を辭して本市大工町の自宅に婦人科産科専門を以て開業せらる
- ▲岩田一氏 本校講師たる同醫學士は先般陸軍一等軍醫に昇任せられ第七聯隊付申付らる

- ▲村木維夫氏 同文學士は先般本校講師と囑託せられ専ら獨逸語及倫理學と擔任せらる
- ▲田中正鐸氏 本會贊助會員たる全氏は嘗て腸胃病研究の爲め獨逸國伯林に留學のどころ先般無事歸朝せられたりと云ふ
- ▲榊原久氏 は嘗て敦賀病員醫員たりしどころ今般東京麴町區元平川町十番地に移轉せらる
- ▲蓮村外男氏 は今般東京々橋區築地新榮町五ノ一に移轉せらる
- ▲高口保太郎氏 は這般大學皮膚病科に入らんが爲め上京せらる
- ▲澁谷孝慶、高岡榮の両氏 は共に陸軍々醫學校入學を命ぜられ先般上京せられ専心勉學中なり
- ▲高岡範圍氏 は去る九月大學外科二部介補を辭し郷里越中國入善町に於て開業の爲め歸國せられたり
- ▲池田秀雄氏 は東京醫科大學内科部に於て研究中の處去る九月より永樂病院に傍觀せらる

▲川北辰吉氏 は現今専ら東京醫科大學皮膚病科に於て
勉學せらる

▲相澤新五郎氏 は去る九月上京せられ大學婦人科に傍
觀せらる

▲神保正長氏 は去る七月上京せられたるが此度永樂病
院醫員を拜命せらる (以上七項濱口廣海氏の通信に據る)

▲本田三郎氏 は先般耳鼻咽喉科學研究の目的を以て上
京せられたり

▲駒井定哉及戸田伊代治の両氏 は十一月廿二日付を以
て陸軍見習醫官を命ぜられ十一月廿六日歩兵第七聯隊へ
入營せらる

▲湯本四郎右衛門、富野佳照、長谷川葛の三氏 は今回醫
科大學專科へ入學の爲め上京せらる

▲岡島敬治氏 は今回金澤醫學專門學校解剖學の助手と
して出勤せらる

▲松本政長氏 は郷里羽咋町に於て令兄と共に開業せら
れたりと云ふ

▲瓜生尹重氏 は先般郷里武生に歸省せられたり聞く處
によれば氏は同地に於て開業せらる

▲久津木勝作、輕部修一の両氏 は當市金城療病院に入
らると云ふ

▲近郷重孝、吉江桑太郎、渡邊十治、佐伯亮齊、早瀬三求、
堀政次、武曾三郎の七氏 は一年志願兵として第三十五
聯隊又は第七聯隊に入營の筈なり

▲特別會員金森種次氏の訃音 晩秋の氣轉た陰なる
の時一陣の秋風婆娑として、君が訃音を齎らして到
れり、君や素蒲柳の質、久しく肺患を有せられしが、
病症遂に怠らぬ藥石其効と奏せずして蓋焉籍を惠縁
と投せしと、何ぞうれ慘なるや、活動の根基漸く成
りて今や此天逝又遇ふ、噫天何ぞ我有爲の士を奪ふ
の繁々たる、君が温容と嬌語、吾人の永劫之又接す
るを得ざるとと、噫悼まじき哉。

▲通常會員鈴木永昌氏逝く 醫科第三年生鈴木永昌君之今夏脚氣症と患へ、轉地療養を兼ねて在京の令兄に寄らる、噫是れ予吾曹か永く君に別るゝの時なりしならんとい、悲しき哉、君の越後の人夙に大志を抱き、白岳の秀を望んで笈を北洲に負ひ、孜々斯學の研鑽に従事せられしもの三星霜、君か靜勇なる眼光と羣落の風采は髣髴として未だ吾人か眼邊に去らざるなり、而して今や君あし、嗟天何ぞ無情なるや、死生會離素より宇宙の數とは云へ、青雲の志を抱きて前途尙漠遠、雄飛の羽翼將に成らんとして逝く、恨之れより大なるは莫し、吾人は永く國家の爲め氏を失ひしを惜しまざるを得ざると共に又厚く君か靈と吊らばんとす、願はくは瞑せよ。

○本校校長の更任

本校教授高安右人氏は十月八日新たに本校々長に任ぜらる

れ之と同時に山崎校長心得は其職を解かれたる

○山崎教授の獨逸國留學

本校教授山崎幹氏は今回病理學研究の爲め滿二箇年間獨逸國へ留學命ぜられたり但し同氏の出發期は明年二月頃にて先づ同國伯林府に留學せらるゝ見込なりと云ふ

○岡嶋敬治、瓜生尹重の両氏

両氏は本校三四年級在學中本會雜誌部の委員として常に最も熱心に勤務に従事せられたりしが今や各其の業を卒へ本校を辭せらるゝに當り吾人は茲に特に両氏の効勞を稱揚すると同時に將來亦特別會員として我雜誌部の爲め力と盡されんことを希望す

○金澤醫學專門學校規則

(明治三十四年九月改正)

第一章 學科課程

第一條 本校ニハ醫學科及藥學科ヲ置ク

第二條 醫學科ノ修業年限ハ四學年トシ藥學科ハ三學年

トス

第三條 醫學科藥學科ノ各學科課程及授業ノ時數左表ノ如シ但シ左表中醫學科ニ在リテハ倫理學獨乙語物理解化學體操、藥學科ニ在リテハ倫理學獨乙語礦物學物理學體操ヲ副科トス

醫學科學科課程表

學科	程度	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
		期學一	期學二	期學一	期學二	期學一	期學二	期學一	期學二
藥學	調劑					二			
	實習								
病理學	病理解剖學								
	病理組織學								
生理學	理論及實驗								
	胎生學								
解剖學	鏡用法								
	組織學								
實習	局所解剖學								
	組織學								
理論	理論								
	實驗								

(會報)

學科	程度	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
		期學一	期學二	期學一	期學二	期學一	期學二	期學一	期學二
內科學	臨牀實習								
	精神醫學								
兒科	臨牀實習								
	診斷學								
總論	總論								
	各論								
外科學	臨牀實習								
	皮膚病及花柳病學								
眼科學	臨牀實習								
	理論並檢眼鏡用法								
產科婦人科學	產科學								
	婦人科學								
衛生學	理論及實驗								
	細菌學								
法醫學	理論								
	實驗								
倫理學	理論								
	實驗								
獨乙語	理論								
	實驗								
物理學	理論								
	實驗								
化學	理論								
	實驗								
體操	理論								
	實驗								

(備考) 明治三十四年九月入學者ヨリ施行ス但同年同月現在ノ第二學年
 酌シテ之ヲ課ス

藥學科學科課程表

學科	程度	第一學年			第二學年			第三學年		
		期學一	期學二	期學三	期學一	期學二	期學三	期學一	期學二	期學三
化學	理論及實驗	六	六	九						
藥用植物學	實習及顯微鏡用法	二	二	六						
分析學	實習		三	三						
衛生學	實習									
裁判學	細菌學理論及實習									
生藥學	實習									
藥局方	日本藥局方外國藥局方要領									
調劑學	實習									
製藥化學	實習									
藥學	實習									
倫理學	實習									
獨乙語										
鑛物學										
物理學										
體操										

計

一八三〇 三三三三 三五七六

(備考) 明治三十四年九月入學者ヨリ施行ス同年同月現在ノ第二學年以
上ノ生徒ニ對シテハ其卒業ニ至ル迄舊規程ニ本表ノ課程ヲ斟酌
シテ之ヲ課ス

第四條 醫學科及藥學科ノ實習ハ石川縣金澤病院ヲ以テ

其用ニ供ス

第二章 學年學期及休業

第五條 學年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル

第六條 學年ヲ分テ三學期トス第一學期ハ九月十一日ヨ

リ十二月二十四日ニ至リ第二學期ハ一月九日ヨリ三月

卅一日ニ至リ第三學期ハ四月八日ヨリ七月十日ニ至ル

第七條 年中休業日左ノ如シ

一日曜日

一秋季皇靈祭

一神嘗祭

一天長節

一新嘗祭

一孝明天皇祭

秋分日

十月十七日

十一月三日

十一月二十三日

一月三十日

一 紀元節 二月十一日

一 春季皇靈祭 春分日

一 神武天皇祭 四月三日

一 紀念日 五月十一日

一 冬季休業 自十二月二十五日
至翌年一月八日

一 春季休業 自四月一日
至同月七日

一 夏季休業 自七月十一日
至九月十一日

第三章 入學

第八條 入學ノ程度ハ中學卒業ノ程度トス

第九條 入學ノ期ハ每學年ノ始メトス

第十條 官公私立中學校卒業生ニシテ入學ヲ志願スル者

各科ノ募集豫定人員ニ超過セザルトキハ無試業入學ヲ

許可ス

募集人員ハ醫學科藥學科ノ各科ニ就キ毎年豫メ之ヲ定

第十一條 官公私立中學校卒業生ニシテ入學ヲ志願スル

者各科ノ募集豫定人員ニ超過スルトキハ其人員超過ノ

學科志望者ニ限り試業ヲ行ヒ入學ヲ許可ス

第十二條 中學校卒業生ニアラサル者ハ官公私立中學校

卒業生ニシテ入學ヲ志願スル者各科ノ募集人員ニ充タ

サル場合ニ限り試業ヲ行ヒ兼テ體格檢査ヲ施シ補缺ト

シテ入學ヲ許可ス

第十三條 第十一條第十二條ノ試業ハ明治三十四年文部

省令第三號第一條第一項ノ學科中修身國語及漢文歴史

地理數學博物物理及化學圖書體操ニ就キ中學校卒業程

度ニ依リ之ヲ施行ス

但第十一條ノ場合ニ於テハ三科目以內ヲ省クコトア

ルヘシ

前項ノ外國語ハ本人ノ希望ニ依リ英語獨語若クハ佛語

ヲ用フ

第十四條 入學出願期ハ每年五月中トシ入學試業施行期

ハ七月中トシ其都度廣告ス

但時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第十五條 官公私立中學校卒業生ニシテ入學ヲ志願スル

者ハ入學願書ニ履歷書當該學校長ノ證明書及試驗料金貳圓ヲ添ヘ指定期日迄ニ本校ヘ差出スヘシ

(證明書式)

證明書

何府縣華士族平民

何年何月入學
何年何月卒業

何 某

何年何月生

右者本校卒業生ニシテ品行方正身體健康ノ者ニ有之候此段證明致候也

年 月 日 何中學校長 何 某 印

第十六條 中學校卒業生ニアラサル者ニシテ入學ヲ志願

スル者ハ入學願書ニ履歷書及試驗料金貳圓ヲ添ヘ指定期日迄ニ本校ヘ差出スヘシ

第十七條 既納ノ試驗料ハ自己ノ都合ニ依リ試業ヲ受ケ

サルコトアルモ之ヲ返附セス

第十八條 願ニ依リ退學セシ者再入學ヲ出願スルトキハ

詮議ノ上之ヲ許スコトアルヘシ

第十九條 放校セラレタル生徒再入學ヲ出願スルトキハ

滿一ケ年ヲ經過シ改悛ノ實アル者ニ限り之ヲ許ス但シ

行爲ノ性質ニ由リテハ之ヲ許サス

他ノ醫學專門學校ニ於テ放校セラレタルモノ本校ニ入

學ヲ出願スルトキ前項ニ同シ

第四章 在學

第二十条 入學ノ許可ヲ得タル者ハ保證人二人ヲ定メ指

定期日迄ニ誓約書及保證書並ニ入學料金壹圓ヲ差出ス

ヘシ

誓約書及保證書用紙ハ本校ヨリ交付ス

(誓約書及保證書式)

誓約書

私儀今般御校ヘ入學御許可相成候ニ付テハ御規則等固

ク相守リ猥ニ轉學退學等仕間敷別紙保證書相添此段相

誓候也

年 月 日

何 某 印

金澤醫學專門學校長 何某殿

保證書 (収入印紙貼用)

本籍住所番地

族 (戶主ナラサレハ
某何男或ハ弟等)

何 某 印

何年何月生

宿所

右者今般入學ノ御許可ヲ得候ニ就テハ同在在學中ニ係
ル事件ハ御校ノ學籍ヲ脱シ候後タリ共拙者共一切引受
可申候仍テ保證如斯候也

但自今轉宿或ハ改印致候節ハ直ニ御届可申候

本籍住所番地

族

年 月 日 保證人 何 某 印

何年何月生

宿所

本籍住所番地

族

保證人 何 某 印

何某父等 (親族ノ關係ヲ
記入スヘシ) 何年何月生

宿所

金澤醫學專門學校長 何某殿

第二十一條 指定期日迄ニ誓約書及保證書並入學料ヲ差

出サ、ル者ハ入學ノ許可ヲ取消ス

第二十二條 保證人二人ノ内一人ハ金澤市ニ居住シ一家

計ヲ立テ一人ハ父兄若クハ親戚ニシテ共ニ能ク保證ノ

任ニ耐フヘキ丁年以上ノ男子ニ限ル

但本校ニ於テ其任ニ耐ヘズト認ムル保證人アルトキ

ハ他人ヲ以テ之ニ換ヘシムルコトアルヘシ

第二十三條 保證人一時旅行セントスルトキハ相當ノ代

入ヲ定メ其旨届出ツヘシ

第二十四條 保證人第二十二條ノ資格ヲ失フカ旅行三箇

月以上ニ涉ルカ若クハ死去シタルトキハ直ニ他人ヲ以

テ之ニ換ヘ保證人變更届及保證書ヲ差出スヘシ

保證人變更届及保證書用紙ハ本校ヨリ交附ス

(保證人變更届及保證書式)

保證人變更届

私保證人何某儀今般何々ニ付更ニ何某ヲ以テ保證人ニ
相立候別紙保證書相添保證人連署ヲ以テ此段御届申上
候也

年月日

何 某 印

新保證人

何 某 印

前保證人

何 某 印

金澤醫學專門學校長 何某殿

保證書 (收入印紙貼用)

本籍住所番地

族(戸主ナラサレハ
某何男或ハ弟等)

何 某 印

何年何月生

宿所

拙者儀今般何某ニ代リ前書何某ノ保證人ニ相立候上ハ
同人御校在學中ニ係ル事件ハ學籍ヲ脱シ候後タリ共拙

者ニ於テ一切引受可申候仍テ保證如斯候也

但自今拙者轉宿或ハ改印致候節ハ直ニ御届可申候

本籍住所番地

族

年月日

保證人 何 某 印

何年何月生

宿所

金澤醫學專門學校長 何某殿

第二十五條 生徒宿所ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ届

出ツヘシ

第二十六條 生徒戶籍上ニ異動ヲ生シタルトキハ保證人

連署届出ツヘシ

第二十七條 疾病其他事故ノ爲メ課業ニ缺席スル者ハ其

事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ得テ其當日ヨリ七日以内

ニ届出ツヘシ

二日以上引續キ缺席スル者ハ前項ノ届書ニ日限ヲ記入

シ初日ヨリ七日以内ニ届出ツヘク尙引續キ缺席セント

スル者ハ更ニ同一ノ手續ヲ爲スヘシ

疾病ノ爲メ七日以上引續キ缺席スルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ

疾病ニ罹リ三箇月以上引續キ修學スルコト能ハスト思慮スルトキハ豫メ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ保證人連署缺席ノ許可ヲ願出ツヘシ

第二十八條 第一學期ヲ終リタル後陸軍一年志願兵ニ服役セント欲スル者ハ本校ノ許可ヲ經テ之ニ服役シ次學年ノ第二學期ヨリ其原級ニ復スルコトヲ得

第二十九條 生徒ハ本校制定ノ服ヲ着用スヘシ
服制及服裝規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 生徒心得

第三十條 本校生徒ハ左ノ五項ヲ服膺シ須臾モ忽忘スヘカラス

第一項 智德ヲ淬礪シ身體ヲ健全ニシ立身報國ノ基ヲ建ツヘキ事

第二項 校則ヲ遵守シ師長ヲ敬重シ學友ヲ信愛スヘキ

事

第三項 廉耻ヲ勵ミ志操ヲ固クシ苟モ浮薄ノ行爲アルヘカラサル事

第四項 禮讓ヲ重シ威儀ヲ正クシ苟モ傲慢ノ舉動アルヘカラサル事

第五項 協和輯睦ヲ旨トシ純良ナル校風ヲ發揚スヘキ事

第六章 試驗及進級

第三十一條 試驗ハ學期試驗學年試驗ノ二トス

第三十二條 學期試驗ハ每學年第一及第二學期ノ終ニ於テ該學期中履修シタル學科ニ就キ之ヲ行ヒ學年試驗ハ

第三學期ノ終リニ於テ該學年中履修シタル學科ニ就キ之ヲ施行ス

第三十三條 一學科ノ學年試驗成績ハ學期試驗成績ヲ參照シテ之ヲ定ム

第三十四條 一學科ノ授業第一學期若クハ第二期學問ニ完了スルモノハ該學期試驗ヲ學年試驗ニ充ツルヲ得又

第一第二期ニ涉リ完了スルモノハ二期ヲ通シテ試験シ以テ學年試験ニ充ツルヲ得但其成績ハ前條ニ準シテ之ヲ定ム

第三十五條 學期及學年試験ノ全成績ハ甲乙丙丁戊ノ五種トシ各學科ノ成績ニ依リ之ヲ評決ス

第三十六條 每學年ノ終リニ於テ左表ノ規定ニ據リ學生ノ及第落第ヲ判定ス

學年試験合格セサル全成績學科ノ數	丙以下學科成績	處	分
丙以上		及第	
同	一	丁及第	
同	一	戊落第	〔學年又ハ學期試験成績丙以上ナルトキハ〕及第
同	二	丁及第	
同	二	戊落第	〔二學科共學年又ハ學期試験成績丙以上ナルトキハ〕及第
同	三以上	丁落第	〔學年試験成績丁ノ學科數總學科ノ半數以下ナルトキハ〕及第
丁以下		落第	

第三十七條 學生若シ病ニ罹リ或ハ止ムヲ得サル事故ア

リテ試験定日ニ出席シ難キトキハ當日マテニ其冒保證人ヨリ届出ツヘシ

但疾病ニ由ル者ハ主治醫ノ診斷書ヲ添附シ事故ニ由ル者ハ其事由ヲ詳記スヘシ

第三十八條 學年試験ニ欲席セシ理由止ムヲ得スト認ムル者ニシテ該試験ノ科目ニ就テ得タル學期試験成績第三十六條ニ掲クル表ニ照ラシ及第ノ格ニ該レハ追試験ヲ受ケシムルコトアルヘシ

但追試験ハ次學年ノ始メニ於テ之ヲ施行ス

第三十九條 學年試験若クハ其追試験ヲ受ケサル者ハ進級ヲ許サス

第四十條 學年試験ニ落第シタル者ハ次學年第一期ヨリ原級ノ全科目ヲ履修セシム

第四十一條 全學科ヲ卒リタル者ハ第七章ノ規定ニ據リ卒業試験ヲ施行ス

第七章 卒業試験

第四十二條 卒業試験ハ毎年九月學年ノ初起ヨリ始メ其

卒業試験ヲ施行ス

第七章 卒業試験

第七章 卒業試験

卒業試験ハ毎年九月學年ノ初起ヨリ始メ其

終期ハ受験者ノ員數ニ從ヒ其都度之ヲ定ム

第四十三條 試驗ハ理論及實地ニ就キ施行シ第一及第二

試驗ニ區別ス

醫學科

第一 試驗科目

解剖學 組織學 生理學

病理學 病理解剖學 藥物學

第二 試驗科目

內科學 外科學 眼科學

產科學 婦人科學 衛生學

藥學科

第一 試驗科目

藥用植物學 化學 分析學

生藥學

第二 試驗科目

製藥化學 衛生化學 裁判化學

調劑學 藥品鑑定 藥局方

第四十四條 理論試驗ハ一箇乃至四箇ノ問題ヲ以テシ實

地試驗ハ醫學科ニ於テハ標本模型屍体及患者、藥學科

ニ於テハ標本檢体製練原料及處方箋ニ就キ施行ス

第四十五條 第一試驗ハ二週日以内、第二試驗ハ三週日

以内ニ完了スルモノトス

第四十六條 第二試驗ハ第一試驗ヲ完了シタル後五日ヲ

經テ之ヲ行フモノトス

但第一試驗ニ合格スルニアラサレハ第二試驗ヲ受ク

ルヲ得ス

第四十七條 卒業試験ニ於ケル學科目ノ成績ハ學年試驗

ノ成績ヲ參照シテ之ヲ甲乙丙丁ノ四種トシ丙以上ヲ合

格トス

第四十八條 第一及第二試驗ニ於テ四學科目以上(藥學科

驗ニ於テハ三學科目以上)丁ノ成績ヲ得タル者ハ落第トシ其以下ナル

トキハ五日以内ニ該學科目ノ再試験ヲ受ケシメ尙ホ丁

ノ成績ヲ得タル學科目アルキハ落第トシ次回ノ卒業試

驗期ニアラサレハ更ニ試験ヲ受ケシメサルモノトス

但第一試驗ニ於テ既ニ合格シタル者ハ第二試験ノミ
ヲ受ケシム

第四十九條 受験生若シ疾病ニ罹リ試験定日ニ出席シ難

キトキハ第六章第三十七條ノ手續ニ據リ其旨届出ツヘ

シ

便本文ノ場合ト雖モ該試験期若クハ次回ノ試験期ニ

アラサレハ試験ヲ受クルコトヲ許サス

第五十條 卒業試験ニ及第シタル者ニハ左式ノ卒業證書

ヲ授與ス

醫學科卒業證書式

何某本校成規ノ醫學科ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ
仍テ之ヲ證ス

官位勳學位爵 姓名(教官)印

解剖學

同

組織學

同

生理學

同

病理學

同

病理解剖學

同

藥物學

同

內科學

同

兒科學

同

精神病學

同

外科學

同

皮膚病及花柳病學

同

眼科學

同

產科學

同

婦人科學

同

衛生學

同

細菌學

同

法醫學

同

各教授ノ證明ヲ認了シ金澤醫學專門學校ノ印ヲ鈐
シ予ノ名ヲ署ス

校
年月日
印

官位勳學位爵 姓名(校長)印

番
號

藥學科卒業證書式

何某本校成規ノ藥學科ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ
仍テ之ヲ證ス

藥用植物學

官位勳學位爵 姓名(教官)印

化學

分析學

生藥學

製藥化學

衛生化學

細菌學

裁判化學

調劑學

藥品鑑定

藥局方

各教授ノ證明ヲ認了シ金澤醫學專門學校ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署ス

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

校印
年月日

番號

官位勳學位爵 姓名(校長)印

第五十一條 卒業生ハ其修了シタル學科ニ隨ヒ醫學得業

士藥學得業士ト稱スルコト得

元高等中學校醫學部卒業生ハ卒業三箇年ノ後學力檢定

ヲ經テ得業士ト稱スルコトヲ得

第八章 無給副手

第五十二條 本校ニ無給副手ヲ置ク

第五十三條 無給副手ハ本校卒業生ニ限り其志願ニ依リ

之ヲ採用スルモノトス

第五十四條 無給副手ハ其身分職掌副手ニ異ナルコト

ナク總テ本校一般ノ規定ヲ恪守スヘシ

第九章 授業料

第五十五條 授業料ハ一學年ニ付醫學科金貳拾五圓藥學

科金貳拾圓トシ左ノ割合ヲ以テ之ヲ分納スルモノトス

但醫學科及藥學科ノ卒業受験生ハ授業料ヲ要セス

第一學期 〔醫學科〕金九圓

第二學期 〔醫學科〕金八圓

第三學期 〔醫學科〕金七圓

第五十六條 授業料ハ通常左ノ定日ニ納附スヘシ

第一學期 自九月二十四日 至同月三十日

第二學期 自一月二十四日 至同月三十一日

第三學期 自四月二十四日 至同月三十日

第五十七條 各學期ノ授業料納附定日以後ニ於テ入學シ

タル者ハ入學許可ノ日ヨリ十日以内ニ其學期ノ授業料ヲ納附スヘシ

退學等各學期ノ授業料納附定日以前ニ係ルトキハ直ニ

其學期ノ授業料ヲ納附スヘシ

第五十八條 課業ヲ缺キ又ハ登校ヲ差止メタルトキト雖

モ授業料ハ減免セス

但第四章第二十八條ニ該當スル者ニハ服役中ニ納附

スヘキ授業料ヲ免除ス

既納ノ金額ハ總テ返附セス

第五十九條 父兄若クハ保證人ニシテ直接授業料ノ納附

ヲ望ム者ハ豫メ其旨届出ツヘシ

第六十條 授業料ノ息納三日以上ニ及フ者ハ登校ヲ差止

ム

其息納三十日以上ニ及フ者ハ第十一章第六十八條ニ依

リ處分ス

其十章 圖書及器械

第六十一條 職員公務上必用ノ圖書器械ハ之ヲ貸附ス

第六十二條 生徒教科用ノ圖書器械ハ之ヲ貸附スルコト

アルヘシ

第六十三條 凡借受シタル圖書器械ハ他人へ轉貸スル

コトヲ許サス

第六十四條 凡同一ノ圖書器械ハ一部一種ノ外借受スル

コトヲ得ス

第六十五條 凡借受シタル圖書器械ハ每學年ノ終ニ於テ

指定ノ期日迄ニ悉ク返附スヘシ

但時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第六十六條 圖書器械ヲ毀損シ若クハ紛失シタル者ハ之

ニ修繕ヲ加ヘシメ又ハ同一ノ物ヲ以テ償ハシム

第十一章 退學及除名

第六十七條 生徒疾病其他事故ニ依リ退學セント欲スル

トキハ其事由ヲ詳記シ保證人連署願出ツヘシ

但圖書、器械、授業料等ニ關シ當該職員ノ證認ヲ經ル

コトヲ要ス

第六十八條 左ノ諸項ノ一ニ當ル者ハ除名ス

一 正當ノ理由ナクシテ三箇月以上引續キ缺席スル者

又ハ出席數三箇月間僅ニ數回ニ止マル者

二 出席常ナラサルコト甚シキ者

三 成業ノ見込ナキ者

四 授業料ノ怠納三十日以上ニ及フ者

第十二章 懲罰

第六十九條 凡生徒規則命令ニ違背スルトキハ單ニ形跡

ノミニ拘ハラス主トシテ德義ニ基キ事ノ輕重ニ依リテ

處罰ス

第七十條 罰科ハ譴責停學放校ノ三トス

第七十一條 他ノ規程ニ明文アルモノハ之ニ依リ處分ス

○金澤醫學專門學校十全會會則

(明治三十四年十月改正)

第一條 本會ハ專ラ德性ヲ涵養シ學藝ヲ講究シ身體ヲ練

磨シ以テ本校ノ校風ヲ發揚シ教育ノ資助ト爲スヲ以テ

目的トス

第二條 本會ハ金澤醫學專門學校十全會ト稱シ事務所ヲ

本校内ニ置ク

第三條 本會ハ本校職員、卒業生、學生及本校ニ緣故アル

者ヨリ成リ職員及卒業生ヲ特別會員トシ學生ヲ通常會

員トシ本校ニ緣故アル者ヲ贊助會員トス

本會ハ特ニ名譽會員ヲ推戴スルコトアルヘシ

本校職員及學生ハ總テ本會會員タルノ義務アルモノト

ス

第四條 本會ニ左ノ六部ヲ置ク

一 講話部

二 雜誌部

三 遊技部

四 劍道部

五 柔道部

六 弓術部

各部ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 一名

理事 一名

部長 六名

委員 若干名

代議員 各組ヨリ
一名

書記 若干名

第六條 役員ノ職務ヲ定ムルコト左ノ如シ

會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長事故アルトキ之ヲ代

理ス

理事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

部長ハ會長ノ命ヲ受ケ部務ヲ掌理ス

委員ハ部長ヲ助ケ部務ニ従事ス

代議員ハ各組ヲ代表シテ協議會ニ列シ又ハ會長ノ諮詢

ニ應ス

書記ハ理事ヲ助ケ庶務及會計ニ従事ス

第七條 會長ニハ本校長ヲ推戴シ副會長ニハ首席教官ヲ

推戴シ理事及部長ハ本校職員中ニ就キ會長之ヲ委囑シ

委員ハ職員ニ在リテハ各部長ノ推薦ニ依リ學生ニ在リ

テハ各年級ヨリ撰出セシメ會長之ヲ委囑シ代議員ハ各

組ノ互撰ニ依リ之ヲ定メ書記ハ職員中ニ就キ會長之ヲ

委囑ス

第八條 役員ノ任期ヲ一ケ年トシ其更任期ヲ毎年九月ト

ス

第九條 本會重大ノ事件ヲ處理スルカ爲メ協議會ヲ開ク

但シ議件ハ豫メ通告スルモノトス

第十條 協議會ハ左ノ役員ヲ以テ組織ス

會長

理事

部長

委員

代議員

協議會ニ列席スヘキ委員ノ數ハ各部一名トシ其撰定ハ

各部長ニ一任ス

第十一條 協議會ハ會長之ヲ召集シ之ガ議長トナル但シ

總員ノ半數出席スルニアラサレハ之ヲ開クイテ得ス

議事ニ關シ必要アルトキハ議長ハ説明者トシテ他ノ役

員ヲ列席セシムルコト得

協議會ニ於ケル總テノ議事ハ出席役員ノ過半數ヲ以テ

決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十二條 本會一切ノ經費ハ特別會員及通常會員ノ負擔

トス

本校職員タル特別會員ハ會費トシテ相當ノ金額ヲ寄附

スヘキモノトス

本校卒業生タル特別會員ハ會費トシテ一ケ年金壹圓ヲ

納ムヘシ但シ一時ニ金參圓ヲ納ムル者ハ五ケ年ヲ一期

トシ該期間本會發行ノ雜誌ヲ配布ス

將來卒業ノ特別會員ハ卒業ノ當時必ス一時ニ三ケ年分

ノ會費金參圓ヲ納ムルノ義務アルモノトス

通常會員ハ會費トシテ一ケ年金壹圓五拾錢ヲ納ムヘシ

但シ之ヲ三期ニ分チ每一期金五拾錢宛各學期ノ授業料

ト同時ニ納附スヘキモノトス

領収シタル會費ハ如何ナル事情アルモ返附セス

第十三條 本會ノ會計年度ハ毎年九月ニ始リ翌年八月ニ

終ル

本會ノ經費豫算ハ每會計年度ノ始メニ於テ理事之ヲ編

成シ協議會ニ提出シテ其協賛ヲ求ム

豫算中ニ豫算全額ノ百分ノ五以上十以下ノ豫備費ヲ設

クルコトヲ要ス

豫算殘餘ハ本會ノ基金トス但シ基金ハ協議會ノ協賛ヲ

經テ重要ナル他ノ耐久產財ニ變換スルコトヲ得

毎年度ノ収支決算ハ次年度ノ始メニ於テ雜誌ヲ以テ報

告ス

本會財産ノ保管ハ會長ニ一任ス

第十四條 本會會則ハ會長ニ於テ改正スルノ必要アリト

認ムルトキハ理事ヲシテ改正案ヲ協議會ニ提出セシメ

其協賛ヲ求ム

會長ハ本會會則規定ノ範圍内ニ於テ細則ヲ定ムルコト

ヲ得

第十五條 本會各部ノ規則ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ其細則ハ各部自ラ之ヲ定メ會長ノ承認ヲ經ヘシ其改正スルトキ亦同シ

(第一) 講話部

第一條 本部ニ於テハ毎年一回以上講話會ヲ開キ講師ヲ聘シテ道義上ノ講話ヲ聽聞ス

第二條 本部ニ於テハ隔月一回講話會ヲ開キ醫學及藥學ニ關スル學術上ノ演說談話ヲ爲シ以テ會員相互ノ智識ヲ交換ス

第三條 本部ニ於テハ外國語研究ノ目的ヲ以テ特ニ語學會ヲ開クコトアルヘシ

第四條 本部ニ於テハ毎年一回大會ヲ開ク

第五條 本部ニ委員十三名ヲ置ク

委員ノ内二名ハ職員ヨリ八名ハ醫學科各年級學生(一級二名宛)ヨリ三名ハ藥學科各年級學生(一級一名宛)ヨリ成ル

(第二) 雜誌部

第一條 本部ニ於テハ毎年五回醫學及藥學ニ關スル會員ノ論說、講談並ニ本校ノ現況、會員ノ動靜等ヲ記載スル雜誌ヲ發行シテ會員ニ頒ツ

第二條 本部ハ會員ヲシテ自己ノ原著及斯學ニ關スル事項ヲ本部ニ寄送セシメ又身分住所ノ異動等ハ速カニ通信セシム可キモノトス

第三條 本部ニ編輯長一名、編輯委員十四名ヲ置ク編輯長ハ部長之ヲ兼テ委員ノ内三名ハ職員ヨリ八名ハ醫學科各年級學生(一級二名宛)ヨリ三名ハ藥學科各年級學生(一級一名宛)ヨリ成ル

第四條 本部ニ於テハ本會所屬ノ圖書ヲ管理ス

(第三) 遊技部

第一條 本部ニ於テハ毎年春秋各一回運動會若クハ遠足會ヲ開ク其他ノ遊技ハ時々之ヲ催スルアルヘシ

第二條 本部ニ委員六名ヲ置ク委員ノ内一名ハ職員ヨリ四名ハ醫學科各年級學生(各

級一名宛)、一名ハ藥學科學生ヨリ成ル但シ必要ニ應
シ臨時委員ヲ設クルコトアルヘシ

(第四) 劍道部 (第五) 柔道部

(第六) 弓術部

第一條 本諸部ニ於テハ師範各一名、委員各七名ヲ置ク
師範ハ職員中ニ就キ會長之ヲ委囑シ委員ハ醫學科及
藥學科各年級ヨリ一名宛トス

第二條 本諸部ニ於テハ春秋各一回大會ヲ開キ優等者
ニハ賞牌又ハ賞品ヲ授與ス其審判者ハ師範之ニ任ス
附 則

第一條 大會ニ於テハ部長ハ會長ノ名ヲ以テ賓客ヲ招
待スルコトヲ得但シ其氏名ヲ具シテ會長ノ認可ヲ經
ルコトヲ要ス

第二條 各部(雜誌部ヲ除ク)ノ部長ハ委員中ニ就キ報
告主任ヲ定メ大會其他集會ニ於ケル重要ナル事項ヲ
雜誌部ニ報告セシム

○本會役員

會長	高安右人
副會長	木村孝藏
理事	小川勝陳
代議員	增田貞吉
全	小幡學雄
全	計見雄藏
全	小野澤庄桂
全	棚田佐吉
全	高柳鎌次郎
書記	永山一昌
全	宇野益三
全	石黒重義
全	佐々木 達
講話部長	石川喜直
全	湯目隆續
全	片岡正
全	宮越常次郎
全	石田五佐
全	加藤寬

雜誌部長兼編輯長
 伊藤 顯德
 池田 菱吉
 並川 正雄
 全 委員
 土田久三郎
 根守 政記
 小町 環
 內山 隆吉
 宮川 一雄
 下平 用彩
 弓術部長
 楠 正之
 長崎 謙治
 (二名未定)
 村 上庄太

全 委員
 林 常雄
 松田 菊治
 倉本鑄太郎
 全 師範
 楠 正可

鷲山他三郎
 越田 信吉
 佐々木辰實
 全 委員
 森岡惣太郎
 齋藤 賢德
 三股 梅吉

諸橋嘉久治
 有壁 一雄
 笹岡 芳名
 笹田 順三
 築山 秀雄
 (二名未定)

渡邊 疆
 吉田 誠一
 小原 貢

清水 末吉
 川上 寬

遊技部長
 上田 計二

全 委員
 福見常太郎
 福岡 喜洋
 太田 友一

佐藤 軒二
 津田直次郎
 赤土 佐一

劍道部長
 村上庄太

全 師範
 村上庄太

全 委員
 松村 魁
 永江 直之
 小原德太郎

土屋 米二
 熊野 勉三
 (二名未定)

柔道部長
 村上庄太

全 師範
 吉村新六

○生徒服制及服裝規程

(三十四年九月改正)

第一條 生徒ノ服制左ノ如シ

制帽

地質 濃紺絨

前章 金色文字形

眼庇 黒革

頤紐 黒革幅四分 卸金色圓形櫻花

橫章 綠色二線縫込

製式 如圖(圖ハ略ス)

制服

衣

地質 濃紺小倉若クハ濃紺絨「ヘル」類

卸 金色如圖(圖ハ略ス)

製式 如圖(背廣形)(圖ハ略ス)

袴

地質 濃紺小倉若クハ濃紺絨「ヘル」類

製式 如圖(圖ハ略ス)

但夏季ニ在テハ夏袴トシテ白雲才若クハ白小倉ヲ

以テ調製ス

外套

地質 濃紺絨

卸 金色如圖徑八分(圖ハ略ス)

製式 如圖(乘馬形)(圖ハ略ス)

靴

地質 革又ハ「ズック」

製式 短靴

脚絆

地質 麻織

製式 如圖(圖ハ略ス)

第二條 夏服着用ノ期節ハ其都度之ヲ定ム

第三條 授業若クハ儀式ノ爲メ登校スル時ハ必ス制帽制

服ヲ着用スヘシ

第四條 前條以外ノ場合ニ於テハ校ノ内外ヲ問ハス必ス

制帽ヲ被リ制服若クハ袴ヲ着用スヘシ

但夏季ニ在テハ麥藁制帽ニ本校規定ノ前章ヲ附シテ

之ヲ着用スルコトヲ得

第五條 本規程ハ新入學生徒ニ對シ其年ノ十月十一日ヨ

リ適用ス

○本會贊助會員資格の變更

從來本校卒業の諸君は孰れも贊助會員なりしが今回別項記載の如く會則の改正に依り卒業生を悉く特別會員とし本校に縁故あるものゝみを贊助會員と爲とことせり且又此會則改正の結果卒業生たる特別會員(即ち校外特別

會員)の會費は一箇年金壹圓と爲れり尙詳しくは會則第十二條に就て熟覽あらむことを望む

○特別會員堤岡田両氏慰勞會

九月廿三日の吉辰を卜し吾専門學校及び金澤病院の職員は共同して両君の爲に慰勞會と最近新築せる金城樓に開かれたり會とる者無慮數十名禮に始り禮を終る斯會の如き清讜は近來稀に見る所なりさといふ今發起人總代として木村博士の述へられたる演説は略ぼ兩君の梗概を悉くそあるを以て茲に摘録することゝなしぬ

發起人總代として一言致します豫て廻狀にて御承知に相成て居ります通り唯今より堤岡田両君の爲に茲に慰勞會を開きまゐるに付き御両君共に快く御出席下さいたるは吾々發起人は滿場諸君と共に本懐の至に存しまする御両君共に二十年前後の長年月間我學校及び病院に御精勤にありましたる處今般堤君は休職とみられ岡田君は辭職せられたるに付き吾々一同は御両君の長年月の御精勤を對し聊か慰勞の宴と催し度考へたのであります

抑我學校が文部省直轄學校として設立せられたるは明治二十一年まで未だ十三年半計りに過ぎませぬが此基礎となりたるは實に彼縣立たりし乙種甲種の金澤醫學校であります堤君と夙に此醫學校に教官となられ元の醫學部設立と共に當校に勤続せられたるあて即ち前後通算されり君が在職は實に二十年を超えまする、此長年月間於て學校の屢々其名稱を更へましたのみならず想像されます通り種々の變動がありました幸として現今漸く進歩の域ありまゐるげれどもまた學校として随分困難の地位に立ちし事もあります君と此間に處して力を致されたる事誠に少くありません管に長年月勤続されし功勞のみでとありませぬ今一例を挙げますれば明治二十一年文部省と高等中學校を創設したる處石川縣立甲種醫學校の生徒に其醫學部を引續く事となりました然るに甲種醫學校と兼て藥學科の附設ありましたる故該生徒の處分に付き大に困難致しました因て時の縣知事始め醫學校職員は其實情を文部省に具申し尙醫藥兩科と車の兩輪の如く其一と欠く可からざることを論じて新設醫學部に藥學科の附設を申請したるも當局者と時期尙早しとせられ竟に採用されませなんだ當時甲種醫學校と此藥學科生徒數十名の處分に窮しました吾子同様の生徒を路傍に捨てざるを得さ

る悲境に陥りました學校として實に忍び難き有様となりました此秋は際一堤君の奮て元の甲種醫學校教官及び市内有志者と謀りて私立藥學校と設けられ特志を以て此依るなきの遺孤數十名を保育せられ飢渴を免れしめて遂に其目的を達せしめられた甲種醫學校の其終りを全ふるを得たるの君の力實に多き居りまゝ、尙此私立藥學校之後は高等學校醫學部に藥學科を附設さるゝに至りて殆ど其預備校となりて藥學科の爲に効益ありたるの顯著の事でありますまた君は長く金澤病院藥局長として功勞ありし事も亦滿場諸君の疾し御熟知の事でありまゝ其他一々は申述へませぬ

岡田君の吾金澤病院に奉職致されて以來亦殆ど二十年あ垂んとして居りまゝ君か此長年月間非常の精勤と以て殆ど病院あるを知て已れあると知らなかつた程である事は實に何人も感服して居る事であります現今は辭表を出せば直に翌日より缺勤するといふが普通の様であるに君の辭令の下る日迄平常と濫々す勤務されました、のみならず既に數月以前に於て其決心を院長及び科長に致し院内差支なき時期を見て初めて辭表を出されました用意の處誠に感服と堪へませぬ、明治十九年の比コレラ病大に流行の時病院の職員と多く各郡に出張し院内多忙と極めたる事今日の想像にも及ばさ

る程にて日々百五六十人の外來患者及び六七十八人の入院患者は僅かに二三人の手にて處置されました當時君の如き勤勉家ありて以て病院は其非常の責と盡すを得ました、君は内科外科等各科の醫員として従事されましたが就中最も長く婦人科産科に在勤され學術共に大に進み實に當病院柱石の一人でありました今般辭職されたるは病院の爲め大に遺憾とする處であります然し將來之公衆の爲に大に利益を興へたる事と考へます又君は醫學部講師として精勤されたる事も亦滿場諸君の記憶に新たなる事と考へます餘り一々申述へませぬ

右に述へたる如く兩君共に吾學校及び病院に關係最も深く又吾學校及び病院は既往に徴するも將來に視るも互に相結合して進み行かねりませぬ今回吾病院に功勞ある兩君の慰勞會を開くに付き我々發起人は病院の職員合同するを以て最を適當であり最も愉快である事と考へました次第でありまゝ、兎も角二十年前後の長年月に於ける兩君の功績は滿場諸君の熟知せらるゝ處でありますから我々發起人の不行届あるも拘らず病院の職員に宿直等公務に差支なき方々の殆んど期せずして會せられたる次第であります、これ偏へに兩君に德望の然らしむるところと考へまゝる兩君に

於かれても此邊御推察下されゆる〜御懇話あらんことを云々

これより校院職員六十六名より紀念として純銀製三組盃を贈呈する事を述べ終り、兩君の健康を祝して辭と結つられたり

因に聞く右銀盃は當市有名の彫工に託し各兩氏の定紋と刻したるものにて中々美事なるものありきといふ

○金澤醫學專門學校卒業證書授與式

本校卒業證書授與式は十一月六日午前十時を以て大手町なる本校講堂に於て舉行せられたり而して此授與式は專門學校獨立以後第一回お當れども第四高等學校醫學部たりし時より通算すれば恰も第十四回に相當す。今當日の式の順序を擧ぐれば次の如し

- 一 入場
- 二 兩陛下の御親影に敬禮を捧ぐ
- 三 校長の卒業證書授與式舉行の旨意
- 四 醫學科二十八名、藥學科二名に卒業證書を授與す

五 校長の告諭朗讀及緊要事項、書籍器具標本校舎職員學生に關する諸種の報告

六 醫學科卒業生總代湯本四郎右衛門氏及藥學科卒業生總代柏木敬介氏の答辭

七 閉式 退場

以上

又當日來賓諸氏の氏名を左の如し

一 戸步兵第六旅團長、酒井步兵第七聯隊長、横井第九師團軍醫部長、北條第四高等學校長、市川金澤衛戍病院長、水郡檢事、米谷貴族院議員、其他各官廳、學校、各病院長及醫員、本校前職員及卒業生、地方新聞社長等殆んど百名

又卒業生の氏名を次の如し

- | | |
|---------|-------|
| 湯本四郎右衛門 | 神坂勇治 |
| 岡島敬治 | 瓜生尹重 |
| 富野佳照 | 駒井定哉 |
| 米澤啓 | 山崎芳太郎 |

佐伯亮齊 久津木勝作

近郷重孝 渡邊十治

竹松 篤 吉江 糸太郎

早瀬三求 輕部修一

毛利靜一 杉山弘齋

高岡高勝 杉本悅敏

戸田伊代治 長谷川 葛

宇敷 元 飯塚忠男

島村源太郎 杉山政長

武曾三郎

以上醫學科

柏木敬介 荻尾正次

高多久正

以上藥學科

○卒業生送別會

十一月六日午後二時金谷館に於て開會す。當日の來會者

と職員卒業生、本校學生及本校に關係を有する金澤病院
醫員及開業醫等總數殆んど二百名。

定刻に至り一同着席、學生發起人總代土田久三郎氏登壇、
先づ開會の主旨を述べ次に第四年級總代加納景成氏、
第三年級總代石田伍佐氏の卒業生送別の辭あり、之れに
次て學生中より數名又職員中よりは各教授、湯目講師、
來賓としては小林文泰氏、米村淺野川病院長、北條第四高
等學校長等の演説談話等ありたり。又演説の間に休憩し
て茶菓及び晚餐の饗應あり此他餘興には劍舞等もありて
皆々大に歡を聲し最後は 天皇陛下の萬歲、學校の萬
歲、卒業生の萬歲を三唱して散會せしは正に午後九時頃
ありき。

○高安本校長歸朝歡迎會

同會は本校學生一同の催しにて去る十月十七日零時半よ
り本校講堂内に於て開かれ午後四時閉會頗る盛會なりし
と云ふ。

○秋季大運動會

十一月十日本校秋季大運動會として那谷に觀楓を兼ね大遠足會を舉行し、猶應募者に對して小松驛より那谷に達する迄の約二里餘の長途競走を試む、其方法及受賞者等は左に載せる遊技部の報告に詳かなり

舉行方法

一十一月十日午前六時三十分を期し金澤停車場前に集合のと

但し開會と號砲と以て之を報す

一晝食携帶のと

一金澤より小松に至る往復の汽車を利用すること

但汽車の乗降は必ず掛員の指圖を待つこと

一競走者中優等の者四十名へ賞牌及賞品を授與すると

競走方法

一小松より那谷に至る行程(凡二里餘)に於て全員を數組に分ち徒歩競走をなす其優劣の時間の長短を以て決す

一毎組出發に際し其時分を記入したる票紙を各自お於て

係員より受取るへし而して決勝點に至れば之を審判員

より差出し到着時分の記入を受くへし

但到着の節票紙と差出さるもの又は競走終局迄の

間よ於て票紙を紛失せし者等は凡て無効とす

一決勝點の國旗を交叉して標識す

一競走全く終りたる後同所よ於て賞牌及賞品の授與をな

す

一競走に關する役員と左腕に白布を纏ふ

一審判員の審判に對しては異議を容るゝとを得す

* * * * *

秋季運動會出場人員

一總員二百八十七名

内譯

特別會員

二十九名

通常會員

二百五十五名

小使

三名

運動會役員

全	賞品掛	出發掛	準備掛	賞品掛	出發掛	乘車掛
全藥ノ三	全醫ノ一	全醫ノ二	全醫ノ三	全醫ノ四	委員	遊技部長
赤土佐一	津田直次郎	佐藤軒二	太田友一	福岡喜洋	福見常太郎	上田計二

右常設委員

審判掛長	審判掛	乘車掛	會計掛	準備掛	審查掛	出發掛
磯田正謙	松田菊治	宮川爲三	永山一昌	倉本鑄太郎	都築熊藏	鈴木重吉

審判掛	出發掛	審判掛	審判掛	出發掛	審判掛
醫ノ三	全	藥ノ三	醫ノ二	全	醫ノ一
石田伍佐	小幡學雄	棚田佐吉	水上湊	池田菱吉	內山隆吉

右臨時委員

賞牌及賞品授與者姓名

等級	時間	級名	姓名
第一等	四九 <small>分</small> 〇二 <small>秒</small>	醫ノ四	藤原敏夫
第二等	五〇、〇〇	醫ノ三	松田研吉
第三等	五〇、一五	醫ノ二	佐藤軒二
第四等	五〇、五〇	醫ノ一	牛塚榮太郎
第五等	五一、〇〇	醫ノ三	林豐丈

以上賞牌及賞品ヲ授與ス

第六等	五分、〇〇 <small>分秒</small>	醫ノ二	下村義二郎
第七等	五一、〇一	醫ノ一	林節男
第八等	五一、一〇	醫ノ一	中村惠
第九等	五一、三〇	職員	八牧政孝
第十等	五一、〇〇	醫ノ一	福岡捨雄
第十一等	五一、〇〇	醫ノ二	前野七郎
第十二等	五一、〇一	醫ノ四	福岡喜洋
第十三等	五一、三一	醫ノ三	太田友一
第十四等	五三、〇三	醫ノ二	藤田藤右衛門
第十五等	五三、三〇	醫ノ二	原清八
第十六等	五三、五〇	醫ノ二	濱地藤太郎
第十七等	五四、五〇	醫ノ二	福山可藏
第十八等	五五、〇〇	醫ノ二	青木正枝
第十九等	五五、三〇	醫ノ四	太田長作
第二十等	五五、五三	醫ノ三	井上隼雄

第二十一等	五六、〇〇	醫ノ二	吉池省吾
第二十二等	五六、〇三	醫ノ四	高田重忠
第二十三等	五六、一〇	醫ノ三	齋藤賢徳
第二十四等	五六、一〇	醫ノ三	月原秀範
第二十五等	五六、三〇	醫ノ一	金平鐵太郎
第二十六等	五六、三八	醫ノ一	林龍門
第二十七等	五七、一二	醫ノ二	松山俊夫
第二十八等	五七、三〇	醫ノ二	山田伊之助
第二十九等	五七、三一	醫ノ一	中川喜平
第三十等	五七、三二	藥ノ二	柳榮太郎
第三十一等	五七、五〇	醫ノ二	江藤潤一
第三十二等	五七、五〇	醫ノ二	池野清政
第三十三等	五七、五二	職員	大瀬謹一
第三十四等	五八、〇〇	醫ノ一	千田常男
第三十五等	五八、〇〇	醫ノ一	田村圓四郎
第三十六等	八五、〇三	醫ノ三	山田信之

第三十七等	五八、一〇	醫ノ一	岡 忠 次
第三十八等	五八、二〇	醫ノ一	山下 銀 吾
第三十九等	五九、〇〇	醫ノ一	荻野 隆 光
第四十等	五九、五〇	醫ノ二	井上 只 二

以上賞牌ヲ授與ス

○第二十二回講談會

天高ふして思ひは蒼穹の彼方に遠く、氣は澄み渡りて人心自然お歸らんとするの時。時は是れ十一月十六日所て内科新講堂に於て、第二十三回講話會の本學年の初會として諸子渴仰の裡より生れ出でぬ、いでや記さん其の状況。……午後第六時五分、佐々木部長先づ立ちて開會と報ぜられ、次で今回卒業生三十一名の榮譽を喜び併せて死亡者二名の不幸を悼み部長の發議により一同起立して追悼の意を表し、次で以後時間勵行の事、演者時間制限の事、可及的盛會を望む事、獨逸語學會新設せ

し事、同獎勵委員を置きし事、常會を十、十一、二、三、四、五、の六ヶ月お開會し内一回を大會とする事等と述べられ、次で高安會長立ちて、温容を以て諸子を迎へ單簡なる開會の辭あて降壇。

第一席 Ueber die Diagnose der Luxation des Ellenbogengelenks. 加納景成君。

肘關節脱臼に於ける診斷に就て解剖學上より診斷學上より一般の種類及び之れと類似する數多の骨折を述べ、就中最も屢々來り臨床上必要な前膊後方脱臼と之と屢々誤診し易き上膊下端の横破裂を類症鑑別上より詳細に滔々數千言獨逸語にて述べられたり。

第二席 箝頓「ヘルニア」 木村博士、

少しく稀なる箝頓ヘルニアの症狀、ヘルニアの狀態等を一患者よ就きて詳細説明の勞をとられ、且つ其の手術及び箝頓の爲めに癒着せし壞疽部剝離に就ての注意及び人工肛門術等を自家實驗に徴して好箇の講話を試みられ。次で

第三席 Bedeutung der Muskelübung. 土田久三郎君

筋力の養成を必要上より論及し、社會的觀察よりしてサ
ンダアの幼時を説き彼れり壯年に及び解剖學上生理學上
より學理的に筋養成を研究し又實地上成效の人たりしを
稱揚し引いて大に之を奨勵し、降壇に際し併せて舌筋の
圓滑なる運動も亦望むと明瞭なる獨逸語にて洒落に快活
よ、數百言、君も亦吾校のサンダアと以て目する人乎。

第四席 葡萄狀神經腫、東良平君、

泰西諸家の考証と牽き其の遺傳的、先天的、後天的の來る
を論じ併せて其の好發部位と述べ且つ氏の實檢および之
を証し、男女の關係患者一般狀態、合併症、諸部分の影
響、腫瘍の外觀、硬度、鏡檢的所見等に論究せられたり。
第五席 慷慨家と觀て感あり、石田伍佐君

公德頽敗と共に慷慨家の眞個の價値なきを痛論し學生德
義の墮落及び熱誠を以て語られ。次で

第六席 肝臟寄生蛔蟲のデモンストラチオン 村上教授、

肝臟寄生蛔蟲が就て病理學的に説明せられ、且つ其所在

に常に最多く小腸なるも往々交通ある大腸、直腸、痔、肝
管、肝、膽管、胆囊、鼻涙管、喉咽、氣管、氣管枝、肺、歐氏管、鼓
室、鼻腔、鼻涙管等に來り稀に消化管と交通なき腹腔、腹壁、
ヘルニア囊、腎、膀胱、尿道、子宮、陰、脊骨結核等の際には
食道と交通して脊椎管に及肋膜腔、心囊に穿入する事あ
るを述べ次に肝臟性蛔蟲に就て累千言を吝まれざりき。
……………休憩する十分時。

第七席 Über einige Einflüsse des Berufes auf Augen
Krankheiten. (nach Fuchs). 野藏利七君、

軌近科學上獨逸語必要の急なるを説き殊に醫たるもの此
學を疎き時と新世紀の活壇に立ち絶叫し能わざると痛論
し、次で眼疾に及ぼす職業の關係と統計上より頗る流暢
ふる獨逸語にて報告せられ。

第八席 老人環 (Arcus senilis) の病理的組織に就て、
高安會長、

生理的と病理的との鑑別よりして此のものは泰西大家の
唱へし「ヒアリン」質をあらせして却てフックス以前に嘗

て信せられしものに近く單簡に言へば脂肪變性によるものならんと自家研究の結果を詳細に論述せられたり。

尙當日の諸先生及び學生諸子の演題ありしも佐々木部長立ちて時間なき爲め演説は次回お譲之にて閉會との事に心残して各々やがて散り行く先の西の東の南か北か星汗を渡して木枯の身にしむ九時半頃なりし。尙當夜は高安、木村、小川、下平、村上、石川等の各教授湯目講師其他金澤病院醫員十數名の出席あり、學生は二百と以て數へ頗る盛會なりし……了。(有一生稿)

○級會及其他

從來本校學生の級會は常に校外の茶亭等ニ於て開催したりしが本學年よりはすべて本校の職員學生間に成り立つ會合と常に本校内に於て舉行する事となりたり、今十月以降開會せるものと掲ぐれば大略次の如し

- 十月六日午前九時より十二時迄第三年級々會
- 全月十日午后一時より四時迄第一年級々會

- 全月二十六日午后六時より十時迄第四年級々會
 - 十一月二日午后六時より九時半迄第二年級々會
 - 全月六日午后二時より八時迄卒業生送別會
 - 全月二十二日午后六時より九時半迄吾妻親睦會
- 因ふ記を、將來開會の各級會の月日又は其の概況等は一々我が雜誌部に報告せられむことを望む

○學期及學年試驗施行方法

今回改正の試験及進級規則に基き更に學期及學年試験施行の方法と左の如く規定せられたり

試験施行方法

第一條 學期及學年試験期日ヲ定ムルヲ左ノ如シ

但シ試験期間ハ授業ヲ欲ク又試験日割ハ其時々之ヲ定メ揭示ス

- 第一學期試験 十二月十七日ヨリ
- 第二學期試験 三月二十四日ヨリ
- 學年試験 六月二十日ヨリ

第二條 試驗準備ノ爲メ學期試驗ニ在リテハ三日間、

學年試驗ニ在リテハ一週間試驗前休課セシムルモノ

トス

第三條 實習學年試驗成績ハ平素ノ成績ニ依リ又ハ學

年試験ヲ施シ之ヲ定ム

但シ實習試驗施行ノ學課ハ解剖學實習、組織學實

習並ニ顯微鏡用法、病理解剖學實習、病理組織學實

習、内科臨床實習、外科臨床實習、眼科臨床實習、產

科婦人科臨床實習並ニ產科模型演習ノ八科トス

第四條 筆答試験受験者ノ員數及試験監督員數ハ試験

期前教官ノ申出ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

○圖書閱覽室の開設

本校にては十一月十八日より假りに本校講堂を以て圖書

閱覽室に充て學生をして隨意に圖書と閱覽することを許

せり、之と同時に十全會雜誌部備附の圖書並に諸雜誌も

此室内に於て閱覽せしむることとせり、今閱覽室規定な

るものを得たれば左に之を掲ぐ

圖書閱覽室假規程

第一條 本室ハ本校所藏ノ圖書及十全會所藏ノ圖書ヲ

備付クモノトス

第二條 本室備付ノ圖書ヲ借覽セントスルキハ圖書目

録ニ依リ規定ノ用紙ニ部類、番號、書名、姓名ヲ記

入シ本室掛員ニ差出シ借用ノ上閱覽スヘシ

但シ十全會備付圖書ハ部類番號ノ記入ヲ要セス

第三條 圖書ノ閱覽ヲ終リタルキハ速ニ返納スヘシ

第四條 本室備付ノ圖書新聞雜誌類ハ如何ナル事情ヲ

ルモ本室外へ携帯スルヲ許サス

第五條 本室備付ノ圖書ハ掛員ノ許可ナクシテ檢索ス

ルヲ許サス

第六條 本室内へハ圖書筆墨紙ノ外携帯スヘカラス

第七條 本室内ニ於テ左ノ三項ハ堅ク禁ス

- 一 喫煙
- 二 音讀
- 三 雜談

第八條 閱覽中圖書類ヲ毀損シ若クハ紛失シタル者ハ

之ニ修繕ヲ加ヘシメ又ハ同一ノ圖書類若クハ相當代價ヲ以テ償ハシム

第九條 本室ハ日曜日及祝祭日ヲ除クノ外毎日之ヲ開ク

但シ開閉時限及臨時閉室ヲ要スル場合ハ其時々之ヲ告示ス

第十條 本規程ニ違背スル者ハ相當ノ處分ヲ爲スニアルヘシ

○實彈射擊演習 醫學科第二年生は十月二十一日に、同第三年生及藥學科第三年生は同月二十三日にいづれも上野練兵場に於て實彈射擊の演習を行ひたり

○吐鳳堂書店の書籍寄贈 過般東京本郷の同店より醫學科第四年及び第三年級の首席者各二名宛へ同店發行の下平用彰氏纂著「新纂外科各論」後編上下二冊宛を寄贈せられたり

○醫事新聞社の雜誌寄贈 同社より今回十一月十日發行「醫事新聞」一冊宛を醫學科第三年級一同へ寄贈せられたり

り

○中外醫事新報社の雜誌寄贈 同社よりは從來醫學科第四年及第三年級の首席者各二名宛へ毎回發行の「中外醫事新報」を寄贈せられたりしが本學年に於ても同様寄贈せらるると云ふ

○濟々堂の命名式

濟々堂は専ら本校學生をして劍道及柔道を演習せしめんが爲め設けられたるものにして、堂の設けは從來既に之れありたるも先般我校の第四高等學校より分離獨立するに至りたるより今回新たに命名することゝなれり、式は十一月廿四日午後一時に始まり、高安校長先づ式辭と陳べ次で學生總代として土田久三郎氏祝辭と述べ、右式終て柔道乃紅白勝負あり薄暮散開せられたり。因に記す堂名濟々堂は大日本武徳會副會長渡邊昇氏の命ずる所おして堂に掲げたる扁額は實に氏の健筆に成るものなり尙當日柔道の紅白勝負表を得たれば左に之を掲ぐ

(會報)

大將 土田久三郎 — 伊藤賢徳 大將
副將 佐藤軒二 — 山田伊之助 副將

福岡喜洋 — 楠正之

井上隼雄 — 藤原敏夫

中村辰八 — 太田友一

水谷藤四郎 — 根守政記

濱地藤太郎 — 井上元

林豊丈 — 月原秀範

清水齊雄 — 井上只二

鳥山正彰

吉村一馬

小幡學雄 — 奈良八郎

松村魁 — 小山田繁太郎

齊藤賢徳 — 谷澤一郎

須藤庄太郎 — 林良吉

原正八 — 藤島貫一

(軍 白)

又當日は劍道の仕合もあるべき筈なりしが時刻切迫の爲

め之を行ふこと能はざりしと云ふ

○入退會者

今回本校へ入學し新たに本會通常會員とみられたる諸君は左の如し

△入會者 (ソロ順)

- | | | |
|--------------|---|----------------|
| 醫學科第一年級 | 全 | 鳴 肱 光 榮 (京都) |
| 石川 壽 人 (福井) | 全 | 井 上 元 (福井) |
| 林 節 男 (富山) | 全 | 長 谷 直 美 (徳島) |
| 西 胤 雄 (三重) | 全 | 丹 羽 佐 忠 (愛知) |
| 西 村 順 八 (山口) | 全 | 近 森 村 主 (高知) |
| 岡 田 甚 英 (新潟) | 全 | 大 塚 佐 一 郎 (全上) |

全	大河原 由藏 (埼玉)	全	吉川 孝作 (新瀉)
全	岡 忠 治 (奈良)	藥學科第一年級	橫江 清九郎 (富山)
全	岡村 俊照 (愛媛)	醫學科第一年級	高峯 亨一郎 (石川)
全	折口 靜 (大坂)	全	高橋 重二 (山形)
全	渡邊 疆 (新瀉)	全	多賀 貞二 (新瀉)
全	渡邊 勝治 (全上)	全	建部 鈴次郎 (岐阜)
醫學科第二年級	渡邊 佐司馬 (長野)	全	田邊 傳六 (全上)
醫學科第一年級	角 張 喜一 (新瀉)	全	館 謙 吉 (富山)
全	加藤 慧治郎 (山形)	全	谷 澤 一郎 (石川)
全	加藤 環 (福井)	全	田島 耕平 (岐阜)
全	金子 政治郎 (新瀉)	全	高橋 幸七郎 (富山)
全	加川 省三 (長野)	全	武內 節三 (山口)
藥學科第一年級	川上 寬 (新瀉)	全	田村 圓四郎 (富山)
全	加藤 法惠 (石川)	全	武內 義一郎 (石川)
全	金谷 季男 (石川)	全	塚原 千津馬 (長野)
醫學科第一年級	吉田 東秀 (富山)	全	並河 正雄 (新瀉)
全	橫井 元次 (德島)	全	中村 起吾老 (和歌山)

全	長澤安弘 (富山)	全	久保田保治 (福井)
全	名越貫一 (全上)	全	熊野勉造 (山口)
全	中須熊藏 (三重)	全	山下銀吾 (石川)
全	中西島吉 (德島)	全	山下吉太郎 (福井)
全	中島正一 (茨城)	全	安田三木 (新潟)
全	中川喜平 (福井)	全	矢野重春 (高知)
全	中村德藏 (岐阜)	全	山田章一郎 (埼玉)
全	成田成治 (新潟)	全	松井源長 (富山)
全	中野源一 (愛知)	全	正木美澄 (愛知)
藥學科第一年級	村澤金廣 (富山)	全	古川孝次郎 (宮崎)
醫學科第一年級	上田茂 (和歌山)	全	深町正道 (群馬)
全	裏地寛一 (全上)	全	福岡捨雄 (石川)
全	臼井喜太郎 (静岡)	全	福島可鋪 (愛知)
藥學科第一年級	臼井順太郎 (京都)	全	深瀬陸郎 (北海道)
醫學科第一年級	窪美一久 (富山)	全	近葉勇記 (山形)
全	熊西中藏 (全上)	全	寺田久一郎 (富山)
全	楠正之 (大分)	全	甘利昇 (長野)

全
藥學科第一年級
醫學科第一年級

全	阿原 信次 (滋賀)
全	青木 英一 (和歌山)
全	佐崎 伊久 (富山)
全	佐々木 純一郎 (石川)
全	坂井 茂 (富山)
全	櫻井 金三 (石川)
全	齊藤 傳平 (福井)
全	佐野 爲明 (富山)
全	水上 俊三 (石川)
全	三田村 眞岳 (福井)
全	庄司 正義 (富山)
全	島村 伊之助 (埼玉)
全	清水 省三 (石川)
全	城石 健治 (富山)
全	平原 新助 (慶島)
全	彦坂 誠一 (大坂)
全	森 舜司 (岐阜)

藥學科第一年級
醫學科第一年級

全	森 茂 (石川)
全	千田 常外 (全上)
全	杉本 恒次 (全上)
全	鈴木 實 (全上)
全	杉田 治十郎 (新潟)
全	前田 興三
全	石垣 政次
全	山本 整策
全	竹俣 謙太郎
全	沼田 甚次郎
全	水野 久三郎
全	森井 喜三次郎
全	高橋 五藏
全	古澤與惣右衛門
全	三輪 謙三
全	庄司 醇吉

△退會者
通常會員

通信

○濱口廣海氏の通信

(前略) 第十四回在京會員同窓會は去る九月中に開くべき順に候處丁度夏期休業の直後にて歸省中の人々も有之延期致し居り候折柄山岡教授の歐行發表もあり出來得べくんば同教授の送別會を兼ね會合致し度左右伺候處準備の都合も有之に付來年二月頃御出途の預定と承り候、夫迄は大分時日も有、此事次回か次々回幹事の幹施に任し十月廿六日午後四時より神田區錦町三丁目三河屋といふに開會仕候午後四時會する者十六名、いつもながら同窓の寄合程樂しく嬉しきものは御座かく候笑談百出、心をきなく胸襟を開き申し候、次回の幹事として川北辰吉、松王數男の二君を推薦し午後八時散會仕り候

* * * * *

公文

○内務省令第三十號

清涼飲料水營業取締規則有害性著色料取締規則飲食物及布片中砒素及錫ノ試驗方法左ノ通定ム

明治三十四年十月十二日

内務大臣 男爵内海忠勝

一 飲食物中砒素及錫ノ定性分析法

(甲) 固體

著色部分二十「グラム」ヲ取り試驗ニ供スヘシ若シ其ノ量ヲ得難キトキハ少量ヲ使用スルコトヲ得
 檢體ヲ細判若ハ粉碎シ瓷皿ニ容レ之ニ純鹽酸(比重一、一〇乃至一、一三)ヲ三倍容量ノ蒸餾水ヲ以テ稀釋シタルモノ百立方「センチメートル」ヲ注加シ次ニ格魯兒酸加留誤約〇、五「グラム」ヲ投加シ重湯煎上ニ致シ其ノ内容ノ溫度重湯煎ノ溫度ニ達スルヲ窺ヒ五分時間毎ニ格魯兒酸加留誤〇、二乃至〇、二「グラム」ヲ投加シ蒸發スル水分ハ斷ヘス之ヲ補ヒ其ノ内容鮮黃色ニシテ且均同稀薄トナルニ至ラハ尙約〇、五「グラム」ノ格魯兒酸加留誤ヲ投加シ加温シ格魯兒臭ノ消失スルニ至リ冷却シ濾過シ濾紙上ノ殘渣ハ温湯ヲ以テ能ク洗滌シ濾液及洗滌液ヲ最初用井テ純鹽酸量ノ少クモ六倍トナシ之ヲ攝氏六十度乃至八十度ニ温メツ、三時間徐々ニ純硫化水素瓦斯ヲ通シ飽和セシメ然ル後濾紙ヲ以テ覆ヒ少クモ十二時間温處ニ放置シ玆ニ沈澱ヲ生セハ濾過シ硫化水素含有ノ水ヲ以テ能ク洗滌シ尙濕潤ナルニ乘シ黃色硫化安母紐誤(黃色硫化安母紐誤四立方「センチメートル」比重〇、九六ノ安母尼亞水二立方「センチメートル」及水十五立方

「センチメートル」ヨリ成レル混和液)ヲ以テ溶解セシメ殘渣ハ硫化安母
 組讓含有ノ水ヲ以テ洗滌シ其ノ濾液及洗滌液ハ微温ニテ蒸發乾燥シ之ニ
 約三立方「センチメートル」ノ發煙硝酸ヲ加ヘ微温ニテ蒸發シ黃色ノ殘渣
 ナ得ルニ至リ(發煙尙暗色ナレハ發煙硝酸ヲ加ヘテ温ムルノ法ヲ反復ス
 ヘシ)其ノ殘渣ノ混濁ナルニ乘シ之ニ少量ノ炭酸那篤留讓末ヲ加ヘテ亞
 爾加里性トナシ之ニ三分ノ炭酸那篤留讓及一分ノ硝酸那篤留讓ヨリ成レ
 ル混和物二「グラム」ヲ加ヘ更ニ少量ノ水ヲ混シ均同混和トナシ乾燥シ注
 意シテ熱シテ融融セシメ無色トナルニ至リ(熔塊無色ナラサルトキハ尙少
 量ノ硝酸那篤留讓ヲ加フヘシ)熔塊ハ冷後温湯ヲ以テ溶解シ濾過シ始メ
 ハ冷水次ニ水及酒精各等分ヨリ成レル混和液ヲ以テ洗滌スヘシ錫アレハ
 濾紙上ノ殘渣中ニ存在シ素アレハ濾液中ニ存在ス

濾液及洗滌液ハ蒸發シテ約十五立方「センチメートル」トナシタル後稀硝
 酸ヲ滴加シテ酸性トナシ(茲ニ水酸化錫ヨリ成レル沈澱ヲ生セハ前ノ如
 ク濾過洗滌スヘシ)温メテ炭酸及亞硝酸ヲ去リ(必要アレハ濾過スヘシ)
 然ル後過量ノ安母尼亞水ヲ加ヘ(必要アレハ濾過スヘシ)次ニ少量ノ酒精
 及麻痺濕失亞合劑ヲ加フヘシ砒素存在スレハ直ニ(若ハ冷所ニ放置シタ
 ル後)白色結晶性ノ沈澱ヲ析出ス此ノ沈澱ヲ濾過シ安母尼亞水一分水二
 分及酒精一分ヨリ成レル混和液少量ヲ以テ洗滌シタル後成ル可ク少量ノ
 稀硝酸ニ溶解シ其ノ溶液ヲ蒸發シ少量トナシ其一滴ヲ小瓷皿ニ取り硝
 酸銀溶液一滴ヲ加ヘ瓷皿ノ邊緣ヨリ安母尼亞水(比重〇、九六〇)一滴ヲ注
 意シテ添加スヘシ然ルトキハ其ノ接界ニ赤褐色ノ帶ヲ生ス
 前上炭酸那篤留讓ト硝酸那篤留讓トノ熔塊ノ水ニ溶解セサル殘渣ハ濾紙
 ト共ニ乾燥シ磁製坩堝内ニ於テ灰化シ之ニ少量ノ藏化加留讓ヲ加ヘ熱シ
 テ熔融シ且紅燄ヲ始ムルニ至ラシムヘシ冷後坩堝ノ内容ニ水ヲ用井テ瓷
 皿内ニ移スヘシ錫存在スレハ金屬トナリ沈著スルヲ以テ能ク洗滌シ乾燥
 シタル後之ニ少量ノ鹽酸ヲ加ヘテ温ムル其ノ溶液ニ就キテ昇灰又ハ格魯兒
 金若ハ硫化水素ヲ以テ錫ヲ檢査スヘシ

(乙)液體

液中ニ含有スル固形物質質量約二十「グラム」ニ應スル量ヲ取り試驗ニ供ス
 ヘシ

稀薄ノ液體ニシテ酸性ナラサルモノハ直チニ蒸發シ酸性ノモノハ蒸餾シ
 テ少量トナシ其ノ殘渣ハ固體ノ試驗ニ於ケル如ク格魯兒酸加留讓及鹽
 酸ヲ以テ處置スヘシ其ノ餾液ハ鹽酸ニテ酸性トナシ純硫化水素瓦斯ヲ通
 シ若シ沈澱ヲ生セハ前ノ殘渣ヨリ得ヘキ硫化水素沈澱ト合スヘシ

二 布片中砒素ノ定量分析法

檢體三十「グラム」ヲ取り其ノ面積ヲ計測シタル後之ヲ細裁シ内容約四百
 立方「センチメートル」ノ有口「レトルト」ニ投加シ之ニ純鹽酸(比重一、一
 八乃至一、一九)百立方「センチメートル」ヲ注加シ其ノ「レトルト」ノ斜メニ
 上向セル頸部ト純角ヲナシテ冷却器ヲ結合シ受器ハ内容約五百立方「セ
 ンチメートル」ノモノヲ撰ミ之ニ蒸餾水二百立方「センチメートル」ヲ充
 タシ此ノ受器ヲ冷却シ氣密ニ冷却器ト連結スヘシ斯クシテ鹽酸注加後約
 一時間ヲ經過セハ之ニ砒素ヲ含有セサル亞格魯兒鐵冷飽和溶液五立方
 「センチメートル」ヲ注加シ蒸餾スヘシ「レトルト」内ノ液體殆ント餾出シ終
 ルニ及テ之ヲ冷却セシメ更ニ五十立方「センチメートル」ノ純鹽酸ヲ加ヘ再
 ヒ蒸餾スルコト前ノ如シ茲ニ得タル餾液ハ通常褐色ヲ呈ス此ノ液ニ水ヲ
 加ヘテ六百乃至七百立方「センチメートル」トナシ攝氏六十度乃至八十度
 ニ温メツ、三時間徐々ニ純硫化水素瓦斯ヲ通シテ飽和セシメ濾紙ヲ以テ
 覆ヒ少クモ十二時間温處ニ放置シ茲ニ生シタル沈澱ヲ濾過シ硫化水素含
 有ノ水ヲ以テ能ク洗滌シ其ノ沈澱尙濕潤ナルニ乘シ黃色硫化安母組讓
 (黃色硫化安母組讓四立方「センチメートル」比重〇、九六〇)安母尼亞水二立
 方「センチメートル」及水十五立方「センチメートル」ヨリ成レル混和液)
 ナ以テ溶解セシメ殘渣ハ硫化安母組讓含有ノ水ヲ以テ洗滌シ其ノ濾液及
 洗滌液ハ磁製坩堝ニ容レ微温ニテ蒸發乾燥シ之ニ約三立方「センチメー
 トル」ノ發煙硝酸ヲ加ヘ時計硝子ヲ以テ覆ヒ微温ニテ蒸發シ(發煙尙暗

色ナレハ發煙硝酸ヲ加ヘテ温ムルノ法ヲ反復スヘシ) 其ノ殘渣尙濕潤ナルニ乘シ之ニ少量ノ炭酸那篤僞誤末ヲ加ヘテ亞爾加里性トナシ之ニ三分ノ炭酸那篤僞誤及一分ノ硝酸那篤僞誤ヨリ成レル混和物ニ「グラム」ヲ加ヘ更ニ少量ノ水ヲ混シ均同泥狀トナシ重湯煎上ニ於テ乾燥シ注意シテ熱シ熔融セシメ無色トナルニ至リ(熔塊無色ナラサルトキハ尙少量ノ硝酸那篤僞誤ヲ加フヘシ) 熔塊ハ冷後温湯ヲ以テ溶解シ濾過シ初メ冷水ニ水及酒精各等分ヨリ成レル混和液ヲ以テ洗滌シ濾液及洗滌液ハ蒸發シテ約十五立方「センチメートル」トナシタル後稀硝酸ヲ滴加シ酸性トナシ(茲ニ沈澱ヲ生セハ濾過洗滌スヘシ) 温メテ炭酸及亞硝酸ヲ去リ(必要アレハ濾過スヘシ) 然レ後過量ノ安母尼亞水ヲ加ヘ(必要アレハ濾過スヘシ) 次ニ少量ノ酒精及麻痺濕失亞合劑ヲ加ヘ砒酸安母紐誤麻痺濕失亞トナシ常法ニ從ヒ定量シ布片百平方「センチメートル」ニ付砒素ノ含有量ヲ算出スヘシ

○内務省令第三十一號

人工甘味質取締規則左ノ通定ム

明治三十四年十月十六日

内務大臣 男爵内海忠勝

人工甘味質取締規則

第一條 人工甘味質トハ「サツカリン」(白糖)其ノ他之ニ類スル化學的製品ニシテ含水炭素ニ非サルモノヲ謂フ

第二條 販賣ノ用ニ供スル飲食物ニハ人工甘味質ヲ加味スルコトヲ得ス

人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ニハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

本條ノ規定ハ第三條第一項第二項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第三條 地方長官ハ治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食物ノ調味ニ人工甘味質ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ飲食物ハ醫師ノ證明アル者ニ限り之ヲ販賣授與スルコトヲ得

本條第一項ノ許可ヲ受ケタル者其ノ飲食物ヲ他人ニ代理又ハ請賣セシムルトキハ其ノ氏名及營業所ヲ地方長官ニ届出ヘシ

本條第一項ノ許可ハ地方長官ニ於テ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

第四條 前條ノ飲食物ヲ販賣授與スルトキハ容器又ハ被包ヲ用井其ノ容器又ハ被包ニハ「人工甘味製」ノ六字ヲ記スヘシ

第五條 地方長官ハ第三條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ニ關シテ明治三十三年法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテ明治三十三年法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第七條 第二條第一項第二項第三條第三項及第四條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 本則ハ明治三十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

附則

○内務省令第三十二號

明治三十年内務省令第八號醫術開業試驗規則中左ノ通改正シ明治三十五年第二回試驗出願ノ分ヨリ施行ス

第十四條 醫術開業試驗スル者ハ其ノ際左ノ手数料ヲ納ムヘシ

但納付シタル手数料ハ返付セス

前期 金六圓五拾錢 後期 金九圓

齒科 金九圓

内務大臣 男爵内海忠勝

○内務省令第三十六號

明治二十九年内務省令第八號痘苗賣下規則中左ノ通改正シ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス

明治三十四年十一月五日

內務大臣 男爵內海忠勝

第五條 痘苗製造所ニ於テ賣下クル痘苗代價ハ一具(五人)金五錢トシ運送費ヲ要セス但市町村(之ニ準スヘキ)ニ於テ施行スル種痘ニ要スル痘苗代價ハ一具金貳錢五厘外國ニ發送スル痘苗代價ハ一具金參拾錢トス

○內務省令第三十七號

明治二十九年內務省令第七號實布埤利亞血清賣下規則左ノ通ニ改正ス

明治三十四年十一月十五日

內務大臣 男爵內海忠勝

實布埤利亞血清賣下規則

第一條 實布埤利亞血清ハ血清藥院ニ於テ之ヲ製造シ賣下クルモノトス

第二條 醫師藥劑師又ハ藥種商ニ於テ血清ヲ要スルトキハ直ニ血清藥院ニ賣下ヲ請求スヘシ若シ製造上都合ニヨリ直ニ送付スルコト能ハサル場合ニ於テハ血清藥院ヨリ豫メ其ノ送付期日ヲ請求者ニ通知スヘシ

血清藥院ニ於テ外國ヨリ血清ノ請求ヲ受ケタルトキハ內國ノ供給ヲ妨ケサル限リ之ニ應スルコトヲ得

第三條 血清藥院ニ於テ製造スル血清ハ第一號第二號及第三號ノ三種トシ其ノ代價ハ第一號ヲ金六拾錢、第二號ヲ金壹圓、第三號ヲ金壹圓五拾錢、外國ニ發送スルモノニ在テハ各號トモ其ノ伏價ヲ二倍トシ運送費ヲ要セス

但內國ニ於ケル藥劑師(現ニ藥品營業ヲ爲スモノ)藥種商ニハ定價二割引ニテ賣下クルヲ以テ定價ヲ超ヘ販賣スルコトヲ得ス

第四條 血清藥院ニ納付スル血清代價ハ內國ニ在テハ總テ收入印紙ヲ以テ納ムヘシ

第五條 血清請求屢數ニ對シ納付ノ代價ニ過不足アルトキハ納付代價相當ノ屢數ヲ送付スルモノトス

但一場ノ代價ニ滿タサル分ハ切捨トス

附則

第六條 此ノ規則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

* * * * *

會 告

○寄贈書目

臨床摘錄 五

齒學研鑽 第二卷六、七

杏林之榮 第三卷五、六、七、八、九

醫海時報 三六九、三七〇、一、二、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八

成醫會月報 二二、三三、四四

中外醫事新報 五二、一三、四、五、六、七、八、九

東京醫事新誌 三三〇、一、二、三四、五六、七八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

國家醫學會雜誌 一七〇、一一、一二、一三、一四

公衆醫事 五卷五、六、七、八、九、一〇

大日本耳鼻咽喉科會々報七卷六、七、八、九、一〇

助産婦新報 四、三、四、五

カールローヤ商會

富安齒科治療所

玄洋醫會

同 社

同 會

同 社

同 局

同 會

同 會

同 會

高橋產婆學校

第十全會雜誌第十二號

學士會月報	一六〇、一二三、四	同	會	井上同窓會々報	一五、六七	同	會
日本醫事週報	三四五、六七八、九四〇、一二三、 四五六七八九、三五〇、一二三	同	社	助産ノ栞	六、三、四、五	同	發行健
醫事新聞	五九二、三、四、五六七八九、六〇〇	同	社	健康ノ栞	三	同	發行所
東北醫學會々報	二〇一	同	社	私立山梨病院々報	五	同	高橋貞碩君
日本眼科學會雜誌	五卷六、七八九、一〇	同	會	軍醫學會雜誌	一二、三	同	會
藝備醫事	六、二	同	會	北越醫會々報	二、四、五	同	會
廣島衛生醫事月報	三〇、一二、三四	同	社	新纂外科各論	後編ノ下卷一冊	同	下平 教授
岡山醫學會雜誌	一三七、八九、四〇、一	同	會	教育公報	二五〇	同	發行所
藥學雜誌	二、三、三、四、五、六	同	會	京都醫學會雜誌	一、二、三	同	會
衛生談話	六、七、八	同	會	產婆學雜誌	二、三、三	同	會
中央醫學會雜誌	四〇、一二、三	同	會	朱氏婦人病學	第三卷一冊	同	小川 教授
大坂衛生巡覽日誌		同	會	靜岡縣醫學會々報	一	同	會
研瑤會雜誌	四、二、四	同	會	校友會雜誌	二、六	同	京都府醫學校々友會
東京醫學會雜誌	一五卷三、四、五、六、七、八、九、一〇、一	同	會	校友會雜誌	四	同	千葉醫學專門學校々友會
獨乙語學雜誌	三年ノ二、三、四年ノ一二	同	社	老人弓ノ病理解剖學的補遺	一部	同	高安 教授
產科婦人科學會雜誌	三卷ノ七八九、一〇	同	會	我那ニ麻刺里亞蚊傳搬ノ證明		同	醫學科三、四年級生一同
臺灣醫事新誌	三卷ノ四、五、六、七	同	社	夏秋著最新統計學	一冊	同	湯本四郎右衛門君

山田著法學通論 一冊 同 君

田尻著經濟大意 一冊 同 君

千葉醫學會雜誌 五〇 千葉醫學會

○舊贊助會員にして會費前納の諸君に告ぐ

十全會會則改正の爲め從來の贊助會員は特別會員と改まりし結果會計整理上既に未刊の雜誌代納附濟の諸君は此際何卒會則第十二條第二項に基き納付濟の代金を一ヶ年分又は一期分と改められ度(例之ば從來の雜誌一冊代金拾五錢として二十二號迄納付濟の代金四拾五錢には尙五拾五錢を送り被下候て一ヶ年分となすか又は三十號迄既納の代金壹圓六拾五錢には尙ほ壹圓參拾五錢を送り被下候て參圓となし五ヶ年分の會費となすかの如し)依て御參考にまで未刊雜誌代納付濟の金高及氏名を左に掲出致し候

* * * * *

未刊雜誌金納付濟の金高及氏名

二十二號迄	金四拾五錢	米村吉太郎君
二十二號迄	金四拾五錢	高口保太郎君
二十二號迄	金四拾五錢	瀨尾順四郎君
二十二號迄	金四拾五錢	村田太二郎君
三十號迄	金壹圓六拾五錢	河内監次郎君
二十一號迄	金貳拾五錢	橋本喜久三君
二十三號迄	金六拾錢	沼田外太郎君
二十四號迄	金七拾五錢	安宅 治六君
二十二號迄	金五拾五錢 <small>但シ五錢剩餘</small>	藤井 温良君
四十五號迄	金參圓八拾錢 <small>但シ十錢</small>	時國 良作君
二十號迄	金拾五錢	池田 秀雄君
二十一號迄	金參拾錢	大屋 保治君
二十一號迄	金參拾錢	諸角 友平君
二十四號迄	金七拾五錢	藤岡 勝治君
二十號迄	金貳拾五錢 <small>但シ拾錢剩餘</small>	室田 万三大郎君
二十九號迄	金壹圓五拾錢	深見貞之助君

第十全會雜誌第二十二號

二十二號迄	金四拾五錢	千葉 立也君	二十二號迄	金五拾錢	辻 岡 律君
二十一號迄	金參拾錢	兒島 亮吉君	二十號迄	金拾五錢	新谷 信吉君
二十三號迄	金五拾五錢	末岡外次郎君	二十號迄	金貳拾五錢 <small>但シ拾錢剩餘</small>	中野 才幸君
二十二號迄	金四拾五錢	松井梅次郎君	二十三號迄	金六拾錢	高橋 常作君
二十二號迄	金五拾錢 <small>但シ拾錢剩餘</small>	河村 宗作君	二十一號迄	金參拾錢	松川 甫泰君
二十號迄	金拾五錢	堀 米次郎君	二十三號迄	金七拾錢 <small>但シ拾錢剩餘</small>	渡邊九壽松君
三十號迄	金壹圓六拾五錢	柳 原 久君	二十號迄	金拾五錢	太田他計作君
二十號迄	金拾五錢	廣野喜久雄君	二十三號迄	金六拾錢	神谷貞次郎君
二十三號迄	金六拾錢	藤井 助雄君	二十一號迄	金參拾錢	望月 慶作君
二十號迄	金拾五錢	櫻田仙太郎君	二十三號迄	金六拾五錢 <small>但シ五錢剩餘</small>	澤田 定信君
二十三號迄	金六拾錢	白井 精一君	二十號迄	金拾五錢	國分 金城君
二十號迄	金拾五錢	島田吉三郎君	二十四號迄	金七拾五錢	松王 數男君
二十三號迄	金六拾錢	中川 幸庵君	二十二號迄	金五拾五錢 <small>但シ拾錢剩餘</small>	鈴木寬之助君
二十三號迄	金六拾錢	太田 精一君	二十二號迄	金五拾錢 <small>但シ五錢剩餘</small>	谷中 正勝君
二十一號迄	金參拾錢	大西 瀨次君	二十號迄	金貳拾錢 <small>但シ五錢不足</small>	渡 孚 貞君
二十三號迄	金六拾錢	敷波重次郎君	二十號迄	金拾五錢	田代 保二君
二十二號迄	金四拾五錢	北 豐 吉君	二十四號迄	金七拾五錢	關根 倉治君

三十一號迄	金壹圓八拾五錢 <small>但シ五錢 剩餘</small>	池田耕君
二十二號迄	金五拾錢 <small>但シ五錢剩餘</small>	永井環君
二十二號迄	金五拾五錢 <small>但シ拾錢剩餘</small>	黒川由巳君
二十四號迄	金八拾五錢 <small>但シ拾錢剩餘</small>	百谷義一君
二十一號迄	金參拾錢	高田範圍君
二十號迄	金拾五錢	加藤慶三君
二十號迄	金拾五錢	津川恒君
二十五號迄	金九拾錢	木下克雄君
二十二號迄	金四拾五錢	松原三郎君
二十一號迄	金參拾錢	生沼曹六君
二十五號迄	金九拾錢	小倉嘉一郎君
二十一號迄	金參拾錢	松浦啓三君
二十三號迄	金六拾錢	橘左内君
二十二號迄	金四拾五錢	笠間太作君
二十三號迄	金六拾錢	大塚正一君
二十二號迄	金四拾五錢	吉田幡誠君
二十二號迄	金四拾五錢	金子太須計君

二十二號迄	金四拾五錢	山田幸太郎君
二十二號迄	金四拾五錢	小栗熊次郎君
二十二號迄	金四拾五錢	森田齊次君
以上		

明治三十四年十一月

十全會雜誌部主計

松田菊治

○誌代金未納者諸君に告ぐ

從來の贊助會員にして雜誌代金未納の諸君へ對しては是
 まて屢々催促お及び候得共于今御送金無之方有之殊に今
 回會則改正の爲め會計整理上甚だ困難を醸し候間此際至
 急御送金相成度尙ほ今後若し御送金無之に於ては本號限
 り雜誌の發送を停止し且つ本會特別會員中より除名可致
 申事に可相成候間此儀も豫め御承知置被下度候

十全會雜誌部主計

○校外特別會員諸君に告ぐ

來春早々發刊する本誌第二十一號には本會の會員名簿相添へ度候間十二月二十日迄に現住所及職名姓名等御通知相成度此段特に從來の贊助會員諸君お告ぐ

十全會雜誌部

正誤

本誌會報欄内「岡島敬治、瓜生尹重の兩氏」の項中渡邊千治氏の氏名を逸せり是れ全く編者の粗漏に出づ氏乞ふ諒恕せよ

* * * * *

